

平成27年度 三重県教育改革推進会議 第1回第2部会 事項書

日時：平成27年5月14日（木）

14：00～16：30

場所：プラザ洞津「末広の間」

1 挨拶

2 報告事項

「三重の教育振興に関する総合的な施策の大綱（仮称）」について

3 審議事項

(1) 平成27年度 三重県教育改革推進会議 日程について

(2) 次期三重県教育ビジョン（仮称）の重点取組・施策について

<配布資料>

- 資料1 平成27年度三重県教育改革推進会議委員名簿
- 資料2 平成27年度の総合教育会議の進め方および教育施策大綱の内容について
- 資料3 平成27年度三重県教育改革推進会議 日程（案）
- 資料4 三重県教育ビジョン（仮称）にかかるとご意見とその対応
- 資料5 三重県教育ビジョン（仮称）【重点取組・施策シート】

平成27年度 三重県教育改革推進会議 委員名簿

(五十音順)

ふりがな 委員名		所 属・職 名
1	いづみ みつ子 泉 みつ子	保育サポートセンターあらいぶ代表
2	うめむら みつひさ 梅村 光久	学校法人梅村学園松阪法人本部長
3	おおた こうじ 太田 浩司	ネオジオインフラテック株式会社経営推進本部副本部長
4	おざわ しずか 小澤 静香	伊賀白鳳高等学校教諭
5	おの したか 小野 芳孝	三重県高等学校長協会役員（津高等学校長）
6	かめい としかつ 亀井 利克	名張市長
7	くりはら てるお 栗原 輝雄	皇學館大学教育学部教授
8	さとう みほこ 佐藤 美保子	特定非営利活動法人愛マムズ I T 倶楽部代表理事
9	たなか いこ 田中 育子	三重県国公立幼稚園長会副会長（鈴鹿市立白子幼稚園長）
10	にしだ ひさみ 西田 寿美	三重県立小児心療センターあすなる学園長
11	ぬまぐち よしあき 沼口 義昭	三重県 P T A 連合会副会長
12	ひがし ひろむ 東 博武	松阪市教育委員会教育長
13	みずたに たかこ 水谷 貴子	三重県高等学校 P T A 連合会副会長
14	みみづか ひろあき 耳塚 寛明	お茶の水女子大学基幹研究院教授
15	むかい ひろみつ 向井 弘光	I C D A ホールディングス株式会社 C E O
16	もりき るみ子 森喜 るみ子	合名会社森喜酒造場専務
17	やまかど しん 山門 真	紀宝町立矢渕中学校教諭
18	やまかわ のりこ 山川 紀子	三重県小児保健協会理事(医師)
19	やまだ やすひこ 山田 康彦	三重大学教育学部教授
20	わたなべ かつひこ 渡辺 克彦	三重県小中学校長会副会長（鈴鹿市立稲生小学校長）

○任命年月日 平成25年7月26日

(田中委員、山門委員、渡辺委員の任命年月日は平成26年5月12日)

○任期 平成27年7月25日まで

三重県教育改革推進会議 第2部会委員名簿

(五十音順)

	ふりがな 委員名	所 属・職 名
1	おおた こうじ 太田 浩司	ネオジオインフラテック株式会社経営推進本部副本部長
2	おの よしたか 小野 芳孝	三重県立高等学校長協会役員（津高等学校長）
3	かめい としかつ 亀井 利克	名張市長
4	くりはら てるお 栗原 輝雄	皇學館大学教育学部教授
5	さとう みほこ 佐藤 美保子	特定非営利活動法人愛マムズIT倶楽部代表理事
6	にしだ ひさみ 西田 寿美	三重県立小児心療センターあすなる学園長
7	ぬまぐち よしあき 沼口 義昭	三重県PTA連合会副会長
8	ひがし ひろむ 東 博武	松阪市教育委員会教育長
9	もりき るみこ 森喜 るみ子	合名会社森喜酒造場専務
10	やまかわ のりこ 山川 紀子	三重県小児保健協会理事(医師)

平成 27 年度の総合教育会議の進め方および教育施策大綱の内容について

1 総合教育会議のスケジュールと主な議題（案）

4 月 23 日	第 1 回会議	大綱の記載事項に関する協議
5 月	第 2 回会議	学力向上に関する協議
6 月	第 3 回会議	体力向上に関する協議
7 月	第 4 回会議	大綱（案）に関する協議
8 月または 9 月	第 5 回会議	平成 27 年度全国学力・学習状況調査の結果を受けた学力向上に関する協議

(以降の開催日程については今後調整)

2 大綱の内容について

(1) 基本的な考え方

ア 大綱の期間

4 年間（策定の日から平成 31 年度末まで）

イ 大綱の性格

大綱は、三重の人づくりにおける教育の基本的な方針や重点的に講じる施策を示すものとし、具体的な成果目標や実施手段については、次期教育ビジョンなど個別計画において定めることとしたい。

ウ 大綱の記載事項

大綱の記載事項は、公立学校教育や学校スポーツを中心に記載することとしたい。加えて、就学前教育や、私学振興、高等教育機関の充実・連携、スポーツの推進（競技力向上）などについても大綱の記載事項として検討する。

(2) 大綱の構成（案）

① 大綱策定の趣旨

② 教育を取り巻く社会情勢の変化

③ 三重の教育における基本方針

※三重の人づくりにおける教育の基本的な方針を示す。(別紙 1 参照)

④ 重点的に講じる施策

※重点的に講じる施策の方向性を簡潔に記載する。

教育施策大綱の「三重の教育における基本方針」について（素案）

1 中心的な理念

《留意点》

- 県全体の教育施策は、学校教育よりもさらに時間軸の広がり大きいものであり、人の一生を連続性の中でとらえた一貫したものとすべきである。（国の教育振興基本計画における「縦の接続」につながる視点）
- みえ県民力ビジョンにおける「県民力による協創の三重づくり」の基本理念は、教育施策においても最も重要となる方向性であり、県民総ぐるみで教育に向き合う姿勢を決意として示す必要がある。（国の教育振興基本計画における「横の連携・協働」につながる視点）

このことを踏まえ、以下の4項目を中心的な理念として盛り込むことを検討したい。（具体的な文言は今後案を提示します。）

(1) 「三重で学ぶ人に育みたい力」に関する項目

子どもたちの未来や可能性を信じる県の姿勢や、三重で学ぶ人に育みたい力（例：自立する力、共生する力など）を盛り込む。

(2) 「安全安心な学習環境の提供」に関する項目

子どもの貧困対策や安全安心な学校づくり等、経済的・社会的な事情にかかわらず必要な学習環境を提供していく方針を盛り込む。

(3) 「生涯学習社会の実現」に関する項目

「縦の接続」全体を貫く方針であり、誰もが生涯を通じて学び続ける社会の実現に向けた、社会教育、生涯学習の方針を盛り込む。

(4) 「県民総ぐるみで教育に取り組む姿勢」に関する項目

公立学校のみならず私学、さらには、保護者、地域住民、企業など社会の構成員全てを教育の当事者ととらえる、「県民力による協創の三重づくり」を教育に落とし込んだ方針として盛り込む。

2 追加検討項目

上記の4項目のほか、時代の課題を踏まえた方針として、以下の項目の追加も検討してはどうか。

(5) 「三重ならではの教育」に関する項目

「地方創生」元年に策定する教育施策大綱に重要な視点である。三重が持つ多様な地域力を活かした教育に取り組む方針を盛り込む。「グローバル人材の育成」にもつながる。

(6) 「時代のニーズを踏まえた人づくり」に関する項目

高度情報化、グローバル化など時代のニーズを踏まえた教育や、現代的・社会的課題に対応するための「担い手づくり」等を意識した方針を盛り込む。

教育施策大綱に関する意見概要

【総合教育会議（4月23日）における意見概要】

※ ●は知事の意見、○は教育委員の意見

（大綱の基本的な考え方）

- 県民の皆さんと危機感を共有し、共に教育に取り組んでもらえるよう、きれいな言葉ではなく、心に残る、伝わる大綱としたい。

- 教育は、県民総ぐるみで取り組むことが大切であり、保護者や県民の方がどう理解・協力し、責任を分担してもらうかである。大綱は理念であるから、ある程度崇高な言葉は必要であるが、合わせて、保護者や県民に理解しやすいような具体的な言葉で訴える必要がある。崇高な理念と現実をミックスしていくことが大切である。

- 県民総ぐるみで教育に取り組むことは非常に大事である。全国学力・学習状況調査の結果は、子ども個々の力と同時に、全ての人の力の結集点である。学力は教科内容の理解度だけでなく、あきらめずに最後まで頑張る力とも相関関係にあるので、県の総合的な力量が問われている。

- 保護者が良い教育を受けていると思える瞬間は、先生が我が子を育てるように一生懸命になってくれたと思えた時である。そういうことがあると、県民総ぐるみの足掛かりになるのではないか。今は学校現場と保護者に距離があると感じる。保護者が先生の息遣いを身近に感じることができるとよい。

- 知事1期目に防災関係で3つの大きな計画を作ったが、全てに共通するキーワードが「防災の日常化」である。県民総ぐるみにしていくためにも、端的に皆が共有できるようなものにしたい。

- 人口減少に立ち向かっていく中、奪い合いの地域社会になってはいけない。奪い合いから与え合いになるキーファクターの一つが、教育や人づくりにあると思っており、それをイメージした大綱としたい。教育は、学力調査が3年間全国平均を下回っているから取り組むのではなく、未来の三重県が暮らす場として魅力ある地域にするためである。

(育みたい力)

- 教育は、現在と同時に未来をつくる取組であり、木を育てるようなものである。今は世話だけだが次の世代が豊かになる。三重を支えていく、三重で生きていく力を子どもたちに育むことが大切である。
- 3桁の足し算やアルファベットが書けない高校生がいる。自立する力や共生する力も必要だが、社会に出て行く子どもたちに最低限の学力を保障することが大切である。社会を生き抜く力を付けてあげることが子どもたちに対する責任だと思う。
- 自分の子どもに一番欲しい力は「愛する力」である。友達や地域を愛せる子は心に余裕がある。愛する力のある子どもは何に対しても優しく、良い家庭を築けるのではないか。
- 世界に出て活躍したいのか、世界を相手に活躍したいのかでは、全くニュアンスが違う。三重を大事にして、三重から世界を相手に活躍するグローバルな人材を育成して欲しい。
- 選挙権年齢が18歳に下がるが、自分たちが動くことで地域がどう変わるか、選挙の重みを高校段階では殆ど教えていない。シチズンシップ（主権者）教育のようなものが必要ではないか。情報を公開し、その情報を咀嚼し、自ら問題点を組み立て、主張し、お互い議論して納得する。大きく言えば、共生する力、「つながる力」のようなものを入れる必要がある。

(県の役割)

- 市町教育委員会や学校現場に対して、県教育委員会としてどこまで踏み込めるのか。責任の明確化は重要だが、義務教育に関して市町、保護者、学校現場それぞれの責任を大綱でどう記述するか検討する必要がある。
- 役割分担や責任を決めたら、それが公開されていることが大事。キーワードは「公開」。それぞれの取り組んでいることと、責任を明確にしたうえで議論しないと無責任な議論に終わってしまう。

平成27年度 三重県教育改革推進会議 日程（案）

【審議事項】次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定

年月	全体会	第1部会	第2部会	総合教育会議/議会等
27年 4月				★第1回総合教育会議 (23日)
5月		●第1回(12日13時半～) 重点取組・施策の審議	●第1回(14日14時～) 重点取組・施策の審議	★第2回総合教育会議 (学力向上に関する協議)
6月	●第1回(22日13時半～) 現行ビジョンの検証 重点取組・施策の全体審議			★第3回総合教育会議 (体力向上に関する協議)
7月	●第2回(23日13時半～) 重点取組・施策の全体審議			★第4回総合教育会議 (大綱案に関する協議)
8月	三重県教育改革推進会議 委員の改選			
9月				
10月				◇常任委員会 パブリックコメント の実施(1ヶ月間)
11月				
12月	●第3回 最終案審議			◇常任委員会
28年 1月				
2月				◇常任委員会
3月				

<第1部会>

基本施策1「確かな学力と社会への参画力の育成」(施策「特別支援教育の推進」を除く)
 基本施策5「信頼される学校づくり」
 基本施策6「多様な主体による教育の推進と文化財の保護」
 重点取組「学力の向上」「グローバル人材の育成」

<第2部会>

基本施策1「確かな学力と社会への参画力の育成」の内、施策「特別支援教育の推進」
 基本施策2「豊かな心の育成」
 基本施策3「健やかな体の育成」
 基本施策4「安全で安心な教育環境づくり」
 重点取組「特別支援教育の推進」「体力の向上と学校スポーツ」「誰もが安心できる学び場づくり」

次期三重県教育ビジョン(仮称)にかかるご意見とその対応

資料4

番号	ご意見	対応	記載P
重点取組 1	重点取組 三重県の強みを伸ばして弱みを克服するかたちで、三重県の独自性、先進的な取組を示すことが必要である。 取組の成果を測るための的確で客観的な指標を設定する必要がある。	重点取組を示すとともに、三重県の独自の取組、先進的な取組をわかりやすく示すよう記述を工夫します。 「取組の方針」に対応する成果指標を設定し、成果を的確に測る指標となるよう十分検討します。	2～13
重点取組 2	重点取組 就学前教育の推進、子どもの貧困対策について重点取組や施策に明確に位置づけるべきである。コミュニティ・スクールなど開かれた学校づくりについては、重点取組の中で記述をしてはどうか。	貧困対策については、重点「誰もが安心できる学び場づくり」と施策「学びのセーフティネットの構築」で記述しました。就学前教育については、施策「幼児教育の推進」で記述しました。コミュニティ・スクールなど開かれた学校づくりについては、施策「開かれた学校づくり」で記述しました。	12～13 40～41 88～89
学力の向上 3	学力の向上 学力の向上について、課題を明確にしたうえで、それに応じた施策を講じることが必要である。また、具体的な取組のレベルまで示して、各学校へ発信していくことが大切である。	全国学力・学習状況調査や「みえスタディ・チェック」等を活用した課題の確認と授業改善、学力向上アドバイザーや指導主事の学校訪問等による具体的な取組の推進について記述しました。(主な取組内容(1))	2
学力の向上 4	学力の向上 アクティブ・ラーニングの考え方は不可欠である。モデル校を指定し、ノウハウを蓄積するなど事業化してはどうか。また、教員の指導力に負うところが多いので、その向上が必要である。	アクティブ・ラーニングに転換するため指導方法の改善の推進について記述しました。(主な取組内容(1))	2
学力の向上 5	学力の向上 学力の定着や向上には、家庭での自学の推進や補充的学習の充実等、効果があるのではないかと。また、子どもたちが自学する力を身に付けられるような教員の授業力が必要である。	子どもたちの課題を継続的に把握し、子どもたちの主体的な学習を推進することやそのための教員の授業力の向上について記述しました。(主な取組(1))	2
学力の向上 6	学力の向上 学力向上について、企業も含めた県民総参加の気運をさらに盛り上げるべきである。	子どもの学力や学習習慣等についての家庭や地域への情報発信や、地域住民や企業等との連携・協働による学習・体験活動の実施等地域の教育力の活用を記述しました。(主な取組内容(2))	3
学力の向上 7	学力の向上 子どもたちが基礎学力をつけることができるよう、退職教員の力を活用して、補充学習などを実施してはどうか。	退職教員を含む、地域住民や企業等との連携・協働による学習の推進について記述しました。(主な取組内容(2)) 施策「学びのセーフティネットの構築」において、補充学習の推進を記述しました。	3, 75
学力の向上 8	学力の向上 学力向上のために、幼児期からの読み聞かせに始まる読書活動の推進が効果的ではないかと。	読み聞かせやファミリー読書などの家庭での読書の促進について記述しました。(主な取組内容(3))	3

	番号	ご意見	対応	記載P
重点取組	9	体力の向上と学校スポーツの充実 学業と運動部活動の両立で悩んでいる子どもや、運動の苦手な子どももいるので、数値目標の設定にあたって配慮するべきである。	数値目標「部活動の加入率」を見直しました。	5
	10	グローバル人材の育成 「グローバル人材の育成」とあるが、「グローバル」という言葉は認知度が低いため、ビジョンの中で使うのは慎重であるべきではないか。	国際的な視野を持つ、国際的に活躍するという観点だけでなく、郷土を知る、三重県や地域で活躍することも重視する観点から「グローバル」としました。なお、「グローバル」については、注釈をつけて説明します。	6
	11	グローバル人材の育成 グローバル教育の本質は、英語力の向上ではなく、多様性を認めることや、課題を解決する能力を身につけることである。	「取組の方針」に「主体性」として自ら課題を発見し解決する力等、「共育力」として異なる文化・伝統に立脚する人と協働する力等を育むことを記述しました。	6
基本施策1	12	学力の育成 全国学力・学習状況調査は、あくまで現状把握の手段として活用すべきである。	全国学力・学習状況調査の結果分析を、学習指導要領を踏まえた授業づくりや子どもたちの学習習慣等の改善に生かすことを記述しました。（主な取組内容①③）	23, 24
	13	学力の育成 子どもたちに求められる能力が変わってきている。知識・技能を活用する力、課題を見つけ、解決する力を育成することが大切である。また、その力を発揮するためには、子どもたちに自信や意欲を育むことが大切である。	主体的・協働的な学習により、思考力・判断力・表現力や主体性、多様な人々と協働する態度を身につけることを記述しました。（主な取組内容②）	23
	14	学力の育成 子どもたちが、自ら課題を見つけ、学んでいくためにも、基礎的・基本的な知識の定着が大切である。	教員の授業力の向上や効果的な少人数教育の実施により、学力の定着・向上を図ります。（主な取組内容①、④）	23, 24
	15	特別支援教育の推進 インクルーシブ教育が進む中、発達障がいの子どもの指導について学校がどう取り組んでいくか、特に高等学校において大きな問題である。すべての教員が発達障がいについての専門的な知識を身につけているべきである。	課題として、発達障がいのある子どもたちへの指導・支援について記述するとともに、各学校における個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成・活用した指導・支援の充実について記述しました。（主な取組内容①） 教員の専門性の向上のための研修や特別支援学校免許状の取得促進について記述しました。（主な取組内容③）	26, 27
	16	外国人児童生徒教育の推進 鈴鹿市では、外国人児童生徒のために、ルビを振った教材やリライト教材を使用したり、日本語能力を判定する「バンドスケール」も有効に活用し、指導に効果を上げている。 外国人児童生徒の学力向上や進路保障のためには、保護者の意識を変えていくことも大切である。	外国人児童生徒教育の現状や効果的な指導方法を県内市町で情報共有し、効果的な指導や支援に取り組みます。（主な取組内容①②③） 進路ガイダンスの充実や日本の学校制度や職業等について保護者の理解の促進について記述しました。（主な取組内容④）	28, 29
	17	グローバル教育の推進 グローバル教育においては、文法的な誤りを恐れず、外国語によるコミュニケーションに挑戦することが大切である。 自ら発信しようとするのが大切であり、自分のことや地域のことを知ることや、考えて言語化する力をつけることが大切である。	子どもたちが楽しみながら英語によるコミュニケーション能力を高めるための英語指導の充実について記述しました。（主な取組内容①） チャレンジ精神の育成や郷土について学び・発信する取組等について記述しました。（主な取組内容③④）	30, 31

	番号	ご意見	対応	記載P
基本施策1	18	グローバル教育の推進 留学生者の増加を目指すだけでなく、海外交流やホームステイなどの受入れは異文化理解や語学の習得に効果があるので、もっと積極的に行うべきである。	英語キャンプ等における外国人住民や留学生等の交流、国際交流員の学校訪問など国際交流活動の充実について記述しました。（主な取組内容①②）	30, 31
	19	キャリア教育の推進 少子化対策の観点からも、中高生が継続して幼児と関わる機会を持つなど、親になるための教育に取り組むべきである。	施策「健康教育の推進」「家庭の教育力の向上」において、乳幼児と触れ合う活動などライフプラン教育の推進について記述しました。	52, 93
	20	キャリア教育の推進 子どもたちに何のために学ぶのか、学ぶことの大切さを教えていかないと、子どもたちの学びや学力の向上につながらない。また、幼小中高等学校の校種間で連携したキャリア教育をより充実させていくべきである。	子どもたちが学習と自分の将来との関係に意義を見出して学ぶ意欲を高める取組として、上級学校の生徒等による出前授業や地元企業等での就業体験、異校種が連携したキャリア教育の推進について記述しました。（主な取組内容②③）	35
	21	情報教育の推進とICTの活用 ICTの進展により、ネット社会におけるコミュニケーションのあり方や教育への活用方法を考えていく必要がある。タブレット端末等のICTを活用した授業を進めるためには、教員がその授業のイメージをもつための研修が必要である。	情報モラル教育の充実について記述しました。（主な取組内容②） ICTを効果的に活用した分かりやすい授業の実施のための教員の実態に応じた研修の実施について記述しました。（主な取組内容③）	38, 39
	22	幼児教育の充実 幼児教育は、学力格差の解消に向けて重要であり、幼児教育と保育を一体的に推進していく姿勢が必要ではないか。また、幼稚園等の保護者への支援や相談機能の充実が期待される。	幼稚園長、保育所長合同のリーダーシップを高める研修や、幼稚園教諭、保育士等・小学校教諭合同の幼保小連携に関する研修について記述しました。（主な取組内容①②） また、保護者への相談機能の充実について記述しました。（主な取組内容③）	40, 41
基本施策2	23	人権教育の推進 子どもたちに、生命の大切さや自分で命を守ることを教えていかなければならない。人権教育と道徳教育の関係性を整理して施策展開してほしい。	自尊感情の向上や望ましい人間関係の形成など、人権教育と道徳教育のめざす姿は共通する部分もありますが、人権教育は、学校や地域に存在する様々な人権問題を取り上げ、それらに対する正しい認識と課題解決のための実践力を育む教育で、道徳教育は、生命の大切さや公共心、規範意識、感謝と思いやりの心などの道徳性を養う教育です。人権教育と道徳教育の相互の指導内容が連動・補完し合い、効果的な教育が実施されるよう取り組みます。	42～45
	24	郷土教育の推進 三重の魅力、住んでいる地域の魅力を発信できる子どもたちを育てていかなければならない。また、保護者や教職員が、三重県の歴史や文化、産業に誇りを持ち、その良さを子どもたちに自信を持って語ることが大切である。	教材「三重の文化」や「ふるさと三重かるた」の活用や地域と連携した体験活動等に、社会教育施設等を活用した学習について記述しました。（主な取組内容①②③）	46
	25	環境教育の推進 地域との連携を一層図ることなどにより、就学前から環境について考える機会をもつことが重要である。	家庭や地域との連携した、子どもたちの体験活動の充実について記述しました。（施策「幼児教育の推進」主な取組③）	41
	26	文化芸術活動・読書活動の推進 子どもたちの表現力や創造力が高まるよう、感じたことを表現する機会の充実が大切である。論理的に物事を考え、発表する力を身につけられるよう、読書を通じて意見を伝えあうような取組は大切である。	子どもたちの文化芸術作品等の発表機会の充実について記述しました。（主な取組内容①②）また、ビブリオバトル（書評合戦）の普及などを通じた子どもたちの思考力や判断力、表現力の育成については、重点取組「学力の向上」において記述しました。（主な取組内容(3)）	3, 50

	番号	ご意見	対応	記載P
基本施策2	27	文化芸術活動・読書活動の推進 大人がもっと本を読み、子どもたちの手本となることが大切である。また、子どもたちが幅広く本に出会える図書館をうまく活用していく必要がある。	家庭や地域における読書環境の整備や読書機会の提供、図書館の活用について記述しました。(主な取組内容③④)	50, 51
基本施策3	28	健康教育の推進 食物アレルギーに関する知識を学校教育で教えるべきである。	食物アレルギーなどアレルギー疾患に対応する教職員研修を実施し、子どもたちへの指導や相談体制を充実します。(主な取組内容③④)	52, 53
	29	食育の推進 無理なダイエットが体に及ぼす影響を学校で教えるべきである。PTAと連携して、子どもが自分自身で弁当をつくる「弁当の日」を県内で普及させてはどうか。	食育や健康教育を通して、ダイエットやその影響について学びます。(主な取組内容①) 各学校で家庭や地域と連携して取り組まれている「弁当の日」や農業体験活動などの食育の取組を推進します。(主な取組内容②)	54
	30	体力の向上と学校スポーツの推進 幼児期から自然の中での遊びを通して基本的な体力をつけることが重要である。子どもの体力も二極化する傾向にあるので、学校において、体育の授業以外の朝や休み時間等にスポーツに取り組むなど、具体的な取組を進めるべきである。	家庭・地域と連携して、幼児期からの体験活動の充実を図ります。(施策「幼児教育の推進」主な取組内容③) 各学校における体力向上のための目標設定や、1学校1運動の促進など、運動機会の拡充に向けた取組を記述しました。(主な取組内容②)	41, 57
	31	体力の向上と学校スポーツの推進 部活動の指導において、外部指導者をもっと活用するべきではないか。部活動においては、教員による子どもの人格形成を重視した指導と、外部指導者による技術面の指導のバランスが重要である。	運動部活動の充実に向けた外部指導者の学校への派遣、部活動顧問の指導力の向上について記述しました。(主な取組内容⑤)	57
基本施策4	32	防災教育・防災対策の推進 子どもたちが、自分で自分の命を守る力をつけることが大切である。また、災害時には中学生は支援する力を持っているので、地域と学校が連携して防災教育の取組を進めるとよいのではないか。	「めざす姿」として、防災学習などをとおして、自分で自分の命を守る力を身につけることを記述しました。また、保護者、地域住民等が参加した防災学習や避難訓練等の取組の推進について記述しました。(主な取組内容②)	60
	33	防災教育・防災対策の推進 ハザードマップで危険箇所位置している学校の防災対策を最優先課題として推進してほしい。また、学校のグラウンドに照明を整備するなど、学校の避難所機能を充実するべきである。避難場所に指定されている高校もあるが、地元市町との連携がうまくいっていないという課題がある。	ハザードマップで危険箇所位置している県立高校を把握し、必要に応じて対策を進めます。また、緊急避難場所に指定されている学校の太陽光発電設備の整備等について記述しました。(主な取組内容③) 地域との連携の促進について記述しました。(主な取組内容②)	60, 61
	34	いじめや暴力のない学校づくり スマートフォン等の使用について、教員と保護者が子どもたちと一緒にルールづくりをすることが有効である。SNS等の利用におけるトラブルは、コミュニケーション力に課題があることから生じるものであり、ネットの危険性に加え、コミュニケーションをうまく図る方法にかかる教育を行うことが有効である。	子どもたち自身がネット利用等のルールやよりよいコミュニケーションのあり方を考えていく取組について記述しました。(主な取組内容⑤)	67
	35	いじめや暴力のない学校づくり いじめのない学校づくりのために、教員がいじめに対する意識を高めるとともに、早期に子どもたちの変化に気づく力を育むべきである。また、いじめについては、家庭の状況等も踏まえた指導ができるような体制づくりが必要である。	子どもたちの変化に気づく力、適切に対応する力を向上させるための教職員の教育相談研修の実施について記述しました。(主な取組内容②) 学校だけでは対応が困難な事例に対する、スクールソーシャルワーカー等を活用した社会福祉等の関係機関と連携した支援体制の充実について記述しました。(主な取組内容⑥)	67

	番号	ご意見	対応	記載P
基本 施策 4	36	居心地の 良い集団 づくり 不登校の児童生徒がネット上で相談できる体制をつくるのが有効である。	総合教育センターの教育相談（電話・面接）等により子どもたちの声を聴き、支援をしていきます。（主な取組内容③）	67
	37	高校生の 学びの 継続 子どもたちが高校選択に向けて、小中学校の段階から将来を見据えられるようにするとともに、興味・関心に応じた授業づくりを行う視点が重要である。	中学校における進路指導の充実について記述しました。（主な取組内容①） また、施策「キャリア教育の推進」において、発達段階に応じた取組を進めます。	72, 35
	38	学びの セーフ ティ ネットの 構築 教育の機会均等、貧困の連鎖を解消するため、学習を補充する場の設置や、スクールソーシャルワーカーの拡充、給付型の奨学金の拡充などができるとよい。また、幼児教育は教育格差の是正という観点からも重要である。	子どもたちへの補充学習の充実や、スクールソーシャルワーカー等による効果的な支援について記述しました。（主な取組内容①③）給付型の奨学金については、高校生等奨学給付金など国の制度を活用して対応していきます。（主な取組内容②）また、幼児教育の推進を図ります。（施策「幼児教育の推進」）	74, 75
基本 施策 5	39	教職員の 資質向上 とコンプ ライア ンスの 推進 教員採用については、小中連携教育の充実や少子化に伴う学校の小規模化を見据え、小中学校両方の免許や複数教科の免許を持っている人を一定数採用することを検討していくべきではないか。また、高等学校の専門学科におけるゼミナール形式の授業等も想定し、博士号取得者を採用していくことを検討してはどうか。	三重県が求める人材の採用に向けた選考試験の実施方法、応募要件等の見直し等について記述しました。（主な取組内容⑦）なお、教員採用選考試験において、複数免許状所有者は加点しています。博士号取得者についての加点等はありません。	77
	40	教職員の 資質向上 教員が出身地域の学校に配置されるようにすると、地元三重で教員になるようにする人が増えるのではないか。	県全体の教育力向上のためには、教員が様々な地域や多様な学校現場を経験することが望ましいことや、出身地と学校の所在地の分布との間に地域的な偏りがみられることから、初任者については、出身地以外の学校に配置することを原則として配置しています。	-
	41	教職員の 資質向上 誰にでもわかりやすい授業、ユニバーサルデザイン（UD）の授業を推進していくべきである。	施策「特別支援教育の推進」において、授業のユニバーサルデザイン化について、記述しました。（主な取組内容①） 子どもたちが「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感できるための授業力の向上にかかる研修において、対応していきます。（主な取組内容②）	26, 77
	42	教職員が 働きやす い環境 づくり 教員が子どもたちと向き合う時間が不足している。ワーク・ライフ・バランスの実現が大切である。	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた総勤務時間縮減に向けた取組を記述しました。（主な取組内容①）	80, 81
	43	教職員が 働きやす い環境 づくり 教職員の多忙化の実態をよく把握したうえで、家庭や体育の授業、部活動などにおいて外部人材の活用を考えるべきである。	教職員の時間外労働時間や休暇取得状況を把握、総勤務時間縮減に向けた学校全体での取組について記述しました。（主な取組内容①）また、外部人材の活用について記述しました。（主な取組内容④）	80, 81
	44	教職員が 働きやす い環境 づくり 学校に求められる役割が複雑・多様化していることから、カウンセラーやコーディネーターなどの外部の多様な職の方が学校に関わり、支援する体制づくりが必要ではないか。	学校だけでは対応が困難な事例に対する、スクールソーシャルワーカー等からなる専門家チームの学校への派遣や社会福祉等の関係機関と連携した支援体制について記述しました。（主な取組内容⑤）	81

	番号	ご意見	対応	記載P
基本 施策 5	45	教職員が働きやすい環境づくり 教員の多忙化が指摘される中、運動部顧問の負担が大きくなっている。特に中学校の運動部活動のあり方を根本的に考え直す必要がある。(再掲：重点 学校スポーツの充実)	教員の総勤務時間縮減は大きな課題と認識しています。外部指導者を学校へ派遣するなどの取組を進めるとともに、教員の働きやすい環境づくりを進めるなかで検討していきます。	80～82
	46	学校の特色化・魅力化 主体的な学習を目指す探究科など普通科系の専門学科を設置することを検討してはどうか。	子どもたちの能動的な学びと探究的な活動の推進や、グローバル人材の育成を目的とした、普通科系専門学科の設置の検討を記述しました。(主な取組内容②)	85
	47	学校の特色化・魅力化 少子化が進む中で、よい学習環境を維持できるよう、義務教育学校のあり方の検討が必要である。持続可能なまちづくりのために、少子高齢社会におけるモデル的な教育の取組ができないか。 学校の統合が進んでいるが、子どもや地域にとって学校は大切な存在なので、地域における学校の役割に十分配慮しながら進めるべきである。	学校の適正規模・適正配置について、国の手引き等を踏まえた市町へ適切な支援、地域と連携した高校の活性化等について記述しました。(主な取組内容④)	86
	48	学校の特色化・魅力化 高校の入学者選抜制度については、見直しを検討していくべき時期ではないか。	高校の入学者選抜制度については、現制度の検証をしつつ、よりよいあり方について検討します。	-
	49	開かれた学校づくり 支援員や学校ボランティア、カウンセラー等の力を活用した「チーム学校」としての学校運営が大切である。開かれた学校づくりのためには、保護者や地域の協力者へ丁寧に情報発信を行うことが大切である。	「地域とともにある学校」づくりを推進するための大学生や教員OB等地域住民の知識・技能を活用した学校支援活動や学校評価の充実について記述しました。(主な取組内容①③)	88, 89
	50	開かれた学校づくり 学校を応援する保護者や地域の人を増やすことが大事であり、全学校へ学校支援地域本部や学校運営協議会を導入することを推進してはどうか。 一方、運営協議会の委員の意識を高めていくことや学校支援地域本部の地域コーディネーターの人選が課題である。	学校運営協議会や学校支援地域本部の導入の推進について、記述しました。(主な取組内容①)	88
	51	開かれた学校づくり 土曜日の授業については、開かれた学校づくりとしてだけでなく、学力の育成をはじめとする多様な施策で活用できるとよいのではないか。	土曜日の授業が効果的に活用されるよう、優れた取組の発信・普及を行います。(主な取組内容④)	89
	52	学校施設の充実 学校へのエアコンの設置を進めるべきである。	エアコンの整備に向けた計画の策定等について記述しました。(主な取組内容⑥)	91
基本 施策 6	53	家庭の教育力の向上 子どもたちが学力・生活力をつけていくためには、家庭への教育力向上に向けた具体的な支援が必要である。問題を抱える家庭に対しては、福祉部局と連携のうえ、サポートする視点も重要である。	スクールソーシャルワーカーを活用した社会福祉等の関係機関と連携した支援について記述しました。(主な取組内容③)	92
	54	地域の教育力の向上と社会教育の推進 県民総参加で教育に取り組むことは、高齢者や地域の人々にとっても有益であり、トータルとしてみてもとても効果がある。	地域の人々の知識や技能、地域の特色を生かした体験活動や学習活動の推進について記述しました。(主な取組内容①)	94, 95

三重県教育ビジョン（仮称）

【重点取組・施策シート】

第 2 部会

重点取組

- (2) 体力の向上と学校スポーツの推進 4
- (4) 特別支援教育の推進 10
- (5) 誰もが安心できる学び場づくり 12

基本施策 1 確かな学力と社会への参画力の育成

- (2) 特別支援教育の推進 26

基本施策 2 豊かな心の育成

- (1) 人権教育の推進 42
- (2) 道徳教育の推進 44
- (3) 郷土教育の推進 46
- (4) 環境教育の推進 48
- (5) 文化芸術活動・読書活動の推進 50

基本施策 3 健やかな体の育成

- (1) 健康教育の推進 52
- (2) 食育の推進 54
- (3) 体力の向上と運動部活動の活性化 56

基本施策 4 安全で安心な教育環境づくり

- (1) 防災教育・防災対策の推進 60
- (2) 子どもたちの安全・安心の確保 62
- (3) いじめや暴力のない学校づくり 66
- (4) 居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援） 70
- (5) 高校生の学びの継続（中途退学への対応） 72
- (6) 学びのセーフティネットの構築 74

重点取組の見方

重点取組名	〇〇〇〇〇
--------------	-------

取組の背景
※この取組を重点的に実施にあたっての背景を記載しています。

取組の方針
※この重点取組の方針（基本的な考え方）を記載しています。

主な取組内容
※実施することが想定される主な取組を記載しています。

数値目標		
全体指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
※この重点取組全体の成果を示す指標を記載しています。		※今後検討します

個別指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
※「主な取組内容」の柱立て((1)(2)など)に対応する個別指標を記載しています。		※今後検討します

重点取組名**(1) 学力の向上****取組の背景**

三重県の全国学力・学習状況調査の結果は、平成 24 年度から 3 年間全国平均よりも低い状況にあり、子どもたちの学力の定着や向上が課題であることから、学校・家庭・地域が一体となった取組をより一層推進していく必要があります。

また、変化の激しい時代にあって、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究する力や、成果を表現し、実践に生かしていける力を、子どもたちに育むことが求められています。

取組の方針

- ◇ 教員の授業力の向上を図り、「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」が実感できる授業づくりに取り組みます。また、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法を充実します。
- ◇ 学校・家庭・地域の連携を一層深め、子どもたちが主体的に学習する意欲の向上や学習習慣・生活習慣の確立に取り組みます。
- ◇ 子どもたちの感性や思考力を育むため、読書活動を推進します。

主な取組内容**(1) 授業力の向上**

- ① 全国学力・学習状況調査問題および結果分析等を活用した指導方法の改善に取り組みます。また、子どもたちの学習の成果や課題を「みえスタディ・チェック」や「ワークシート」等を用いて継続的に確認し、主体的な学習につなげるとともに、結果を教員の授業改善につなげます。
- ② 学力向上アドバイザーや指導主事による学校訪問を通して、小中学校における授業改善と教員の意識向上を図ります。また、指導教諭¹を配置し教科指導の改善や充実を図るとともに、授業研究の充実に向けた組織的な取組を推進し、教員一人一人の授業力を高めます。
- ③ 子どもたちの主体性や多様な資質・能力を育成するため、一方的に教えられる受け身の学習から主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）に転換するための指導方法の改善を推進します。

¹ 指導教諭：授業を受け持ちつつ、自校を中心に必要に応じて地域内の教員の資質向上、授業力の向上に向けた指導助言を行うため、公立小中学校に配置される職。

(2) 家庭・地域の教育力の向上

- ① 県の広報誌やリーフレットの配付、ホームページ等を活用した広報や啓発活動により、子どもたちの家庭での学習習慣や生活習慣の確立を促進します。
- ② 地域の住民やNPO、企業等との連携・協働による学習・体験活動や学校支援地域本部など地域の教育力を活用した取組を推進します。

(3) 読書活動の推進

- ① 読書量と学力との間に一定の相関がみられることから、担任と司書教諭、学校司書等の連携による学校図書館を活用した授業や「朝の読書」、家庭での読書を促進します。
- ② ビブリオバトル（書評合戦）の普及を通じて、読書活動を推進し、子どもたちの思考力や判断力、表現力の向上につなげます。

数値目標

全体指標	現状値	目標値 (平成31年度)
全国学力・学習状況調査の結果からみた学力の状況(※1)	小学校 -2.6 中学校 -1.3 (平成26年度)	

※1 全国学力・学習状況調査の教科に関する調査における平均正答率と全国平均との差(全教科の平均)。

個別指標	現状値	目標値 (平成31年度)
(1) 子どもたちの授業内容の理解度(※2)	小学校 94.5% 中学校 83.5% 高等学校 74.6% (平成26年度)	
(2) 子どもたちの家庭学習の状況(※3)	小学校 -2.6 中学校 -3.5 (平成26年度)	
(3) 授業時間以外に読書を全くしない子どもたちの割合	小学校 21.4% 中学校 35.7% (平成26年度)	

※2 小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生を対象とした「学校満足度についてのアンケート」のうち、「授業内容がよくわかりましたか」という質問項目における「よくわかる」及び「だいたいわかる」と回答した児童生徒の割合。

※3 全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査のうち、家庭学習時間の状況について、1時間以上と回答した児童生徒の割合の全国との差。

重点取組名**(2) 体力の向上と学校スポーツの推進****取組の背景**

平成 30 年に三重県を中心とした東海ブロックで全国高等学校総合体育大会を、平成 32 年に本県を含む東海ブロックで全国中学校体育大会を開催します。また、平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、平成 33 年には本県で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催が予定されています。子どもたちが運動やスポーツに親しむことで体力を向上させるとともに、学校スポーツを推進する必要があります。

取組の方針

- ◇ 子どもたちが運動やスポーツに親しみ、体力が向上するよう、体育の授業充実と、体力向上に向けた学校の取組を推進します。
- ◇ 運動部活動が活性化するよう、指導者の指導力向上に取り組みます。
- ◇ 中・高校生の競技力の向上に取り組み、夢や目標の実現に向け、創造性やチャレンジ精神を育むとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ資質や能力を培います。
- ◇ 子どもたちが「する」「みる」「支える」といった大会への多様なかかわりをおして、スポーツへの関心が高まるよう取り組みます。

主な取組内容**(1) 子どもの体力向上**

- ① 子どもたちが、体育の授業を通して運動が好きになるよう、教員を対象とした研修会を充実させ、指導力向上を図ります。
- ② 子どもの体力向上に向けた学校の取組を推進するため、小中学校における体力向上の目標設定や1学校1運動（昼休みに学校全体でなわとびに取り組む等）を促進します。

(2) 運動部活動の活性化と指導力向上

- ① 教員採用選考試験で、スポーツ特別選考を実施し、中学校・高等学校の保健体育科教員を採用し、指導者の確保を図ります。
- ② 地域のスポーツ指導者を運動部活動の外部指導者として学校に派遣するなど、地域と学校との連携を深め、運動部活動の充実を図ります。
- ③ 運動部活動の指導者を対象とした研修会等を通して、指導方法や部活動運営等に関する指導力の向上を図ります。
- ④ 運動部活動の強化指定や、合同練習会の開催等により、競技力の向上を図り

ます。

- ⑤ 優秀な成績を収めた選手や指導者を顕彰することにより、活動意欲の向上を図ります。
- ⑥ 運動部活動に必要な環境整備や、全国大会等に出場する生徒への支援を行います。

(3) 大規模大会の開催を契機とした学校スポーツの推進

- ① 大会開催に関わる関係機関・学校体育団体・競技団体等と連携・協働し、大会の円滑な開催準備・運営を進めます。
- ② 大会の開催に向けた取組を通して、各競技の普及に努めます。
- ③ 生徒が、大会の開催準備・運営に主体的に携わることにより、さまざまな交流を通じて豊かな人間関係を築き、スポーツを「する」「みる」「支える」立場から多くの感動や達成感を味わうことができるよう取り組みます。
- ④ 全国から訪れる多くの人々を温かいおもてなしの心をもって迎え、参加者の心に残る夢と感動にあふれる大会開催を目指します。また、本県の豊かな自然や文化・歴史的景観などの多様な魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進します。

数値目標

全体指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 (※1)	44.5 (平成 26 年度)	

※1 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県の体力合計点の全国との比較（小学校 5 年生男女及び中学校 2 年生男女の都道府県別平均値の本県偏差値）。

個別指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
(1) 運動やスポーツをすることが好きな子どもの割合 (※2)	88.4% (平成 26 年度)	
(2) 全国大会での入賞者数	127 人 (平成 26 年度)	
(3) 平成 30 年度全国高校総体の準備・大会開催に関わった高校生の数	0 人 (平成 26 年度)	

※2 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における児童生徒質問紙調査のうち、小学校 5 年生及び中学校 2 年生を対象とした「運動やスポーツをすることは好きですか」という質問項目における「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合。

重点取組名**(3) グローカル人材²の育成****取組の背景**

産業や文化などあらゆる面でグローバル化が進む中、世界にあっても、地域にあっても、グローバルな視野を持つことが求められています。教育面においては、小学校中学年からの外国語活動の導入が検討されるなど英語教育の強化が図られています。このような中、三重県の子どもたちに、郷土の文化に対する深い理解や、異文化理解の精神、主体性、積極性、豊かな語学力やコミュニケーション能力等を身につけることが求められています。

取組の方針

- ◇ 高い志を持ち、さまざまな課題に対して自ら考え挑戦し、立ちはだかる壁を乗り越え、未来を切り拓いていく力である「主体性」を育みます。
- ◇ 郷土への愛着と誇りを持ちながら、それぞれのアイデンティティーを確立・確認し、それを心の土壌として、異なる文化・伝統に立脚する人々とともに協働しながら共に成長し、未来を創造していく「共育力」を育みます。
- ◇ グローバル化が急速に進展し、相互理解や国際協力等が求められる中、語学力、とりわけ国際的共通語となっている「英語」によりコミュニケーションを図り行動する「語学力」を育みます。
- ◇ 県内産業への関心を高めるとともに、県内に魅力のある仕事があることへの理解を深め、本県が誇る魅力や強みを、国内外へ発信しながら県内外や海外で活躍する「意欲」を育みます。

主な取組内容**(1) 自ら考え判断し主体的に行動する力の育成**

- ① 高校生が、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究する取組を進めます。また、地域や地元小・中学生を対象に、さまざまな提案や体験メニューの提示ができるような学習活動をとおして、子どもたちのチャレンジ精神や自信、目的意識を育みます
- ② 高校生の海外留学について、資金を一部支援するなどして、実践的な英語の使用機会を創出します。

² グローカル人材：グローバルとは、グローバル（地球的）とローカル（地域的）を組み合わせた造語。グローカル人材とは、「地球的な視野で考えながら、自分の地域で活動できる人材」、「地域や異文化に対する深い理解を持ちながら、地球的な規模で活動できる人材」の意味で用いています。

- ③ 中学生が、地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を持ち、一人一人が役割を認識しながら主体的にコミュニケーションを図りつつ、仲間と共に身の回りの課題を解決する態度を育みます。

(2) 共に成長しながら新しい社会を創造する力の育成

- ① 高校生および大学生等が、広くテーマを設定し、大学教授や企業人等の講義やディスカッションなどを行う環境を創出し、将来の三重を支える「志」を育成するとともに、学校の枠を超えた三重の若者のネットワークを構築します。
- ② 中学生が、「郷土三重」についての学習を深め、英語で積極的に対外的に発信できる力を育みます。

(3) 外国語で積極的にコミュニケーションを図る力の育成

- ① 外国語活動の中核となる小学校教員、中・高等学校の英語教員を対象に、英語運用力・指導力・専門性の向上を図る研修を実施します。
- ② 小・中・高校生を対象に、「英語キャンプ」等を実施し、実践的な英語使用環境の創出と異年齢交流による人間的成長を促進します。

(4) 意欲をもって社会に参画し、未来を切り拓く力の育成

- ① 子どもたちが、県内に魅力のある仕事があることへの理解を深め、将来、本県を基盤に社会で活躍しようとする意欲と態度を身につけることができるよう、就業体験や職業講話、職業人とのディスカッションなど県内で活躍する人との触れ合いの機会を創出します。
- ② 子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見出し、学習意欲を向上するとともに、今学んでいることを将来生活や職業生活で活用する能力や態度、知識として身につけることができるよう、キャリア教育の充実を図ります。

数値目標

全体指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合	中学生 70.6% 小学生 80.6% (平成 26 年度)	

個別指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
(1) 海外留学(短期留学を含む。)や海外研修等に参加した高校生の数	258 人 (平成 25 年度)	

<p>(2) 生徒が社会の出来事や「郷土三重」について、自分の考えや意見を発信する取組を実施している中学校の割合</p>	<p>35.8% (平成 26 年度)</p>	
<p>(3) 英検準 1 級以上相当の英語力を有する英語教員の割合</p>	<p>高等学校 62.0% 中学校 32.3% (平成 26 年度)</p>	
<p>(4) 県立高等学校（全日制）に在籍する 3 年生のうち、3 年間を通して 1 回でもインターンシップを体験した生徒の割合</p>	<p>28.2% (平成 25 年度)</p>	

重点取組名**(4) 特別支援教育の推進****取組の背景**

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進するとともに、一人一人のニーズに応じた学びの場において、子どもたちの自立と社会参加に向けた力を育む必要があります。

取組の方針

- ◇ 障がいのある子どもの自立と社会参加を実現するため、早期からの一貫した支援を推進します。
- ◇ 一人一人の生活年齢や障がいの状態等に応じた、キャリア教育を推進します。
- ◇ 特別支援学校の施設・設備の充実を図ります。

主な取組内容**(1) 早期からの一貫した支援の推進**

- ① 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報が確実に引継がれるよう、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテを活用した支援体制の整備を進めます。加えて、パーソナルカルテの充実のために個別の指導計画の作成と活用を促進します。
- ② 適切な支援が早期からおこなわれるよう、支援ツール「C L M (Check List in Mie : 発達チェックリスト) と個別の指導計画」の幼稚園・保育所への導入を促進します。(健康福祉部)
- ③ 「三重県こども心身発達医療センター(仮称)」と併設する新たな特別支援学校、隣接する国立病院機構三重病院が連携することにより、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。また、各市町に設置が進められている、保健、福祉、教育が連携したワンストップ型の総合相談機能の充実を促進します。(健康福祉部)
- ④ 早期からの一貫した支援を進めるため、すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を習得できるよう、専門性の向上に努めます。

(2) 特別支援学校のキャリア教育の推進

- ① 自立と社会参加に向けて、各発達段階に応じて育みたい能力や養いたい態度を考慮した特別支援学校版キャリア教育プログラムを各校で作成し、幼稚部から高等部まで、計画的・組織的にキャリア教育を進めます。
- ② 企業就労にかかる高等部での指導においては、一人一人のキャリアをもと

に、生徒本人の適性と職種のマッチングを図り、関係機関、企業等と連携した提案型の職場開拓を行います。

- ③ 早期から計画的に職場実習を実施し、職業観・勤労観を育む職業教育を充実させることで、進路希望を実現するとともに、同じ職場で働き続けられるよう、関係機関と情報共有を図り定着支援を行います。
- ④ 卒業後に地域生活へ円滑に移行するために、個別の移行支援計画等を活用し、教育機関と地域の医療、福祉、労働等関係機関との一層の連携を進めます。

(3) 特別支援学校の整備

- ① 「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）、松阪地域特別支援学校（仮称）、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」併設特別支援学校の整備を進めます。

数値目標

全体指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
特別支援学校高等部卒業生の就職率	37.8% (平成 26 年度)	

個別指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
(1) 特別支援学級においてパーソナルカルテが活用されている小中学校の割合	36.8% (平成 26 年度)	
(2) 特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合	18.8% (平成 26 年度)	
(3) 「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき整備された特別支援学校数	—	

重点取組名**(5) 誰もが安心できる学び場づくり****取組の背景**

地震や風水害などの自然災害に備え、子どもたちの命を守るため、防災教育・防災対策を一層充実していく必要があります。また、いじめ問題、貧困の連鎖などの課題を踏まえ、子どもたちが安心して学習できる環境を整える必要があります。

取組の方針

- ◇ 防災教育・防災対策を推進し、災害時の子どもたちの安全の確保を図ります。
- ◇ 子どもたちや教職員の安全を確保するために、学校施設の防災機能の強化を図ります。
- ◇ いじめや暴力を許さない子どもたちの育成と組織的な指導体制の確立を図ります。
- ◇ 家庭の経済的な環境等で子どもの将来が左右されることのないよう、教育の機会均等を図ります。

主な取組内容**(1) 防災教育・防災対策の推進**

- ① 子どもたちが自らの命を守るため、自然災害に対応する力を身につけられるよう、防災学習教材の提供、体験型防災学習の支援、教職員の防災研修など、防災教育の充実に取り組みます。
- ② 県立学校については、非構造部材の耐震対策など学校施設における防災機能の強化を進めます。
- ③ 公立小中学校については、耐震対策にかかる補助制度活用のため、市町への支援を行います。

(2) いじめ対策の推進

- ① いじめや暴力を許さない子どもたちの育成を進めるため、道徳教育・人権教育をはじめ、学校教育全体をとおして、命をいつくしみ、相手を思いやる心や、個性を認め合う力を育みます。また、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、学校いじめ防止基本方針に基づく組織的な指導体制の確立を図ります。
- ② スクールカウンセラーの効果的な活用や、いじめ問題に悩む子どもや保護者を対象とした「いじめ電話相談」の実施など相談体制の充実に努めます。
- ③ 情報モラル教育を推進するとともに、教職員や保護者等の情報技術への対応

力の向上を図り、ネットにおけるいじめ等のトラブルの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

(3) 教育の機会均等

- ① 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、社会福祉等の関係機関と連携した支援を行うスクールソーシャルワーカーや、心理的な支援を行うスクールカウンセラーの効果的な配置を進めていくとともに、地域による学習支援の活動を推進します。また、ひとり親家庭、生活困窮家庭の子ども等、支援を要する緊急度の高い子どもに対して、学習支援を行います。(教育委員会、健康福祉部)
- ② 子どもたちの修学にかかる経済的支援を推進するため、高校生等奨学給付金の支給を行うとともに、三重県高等学校等修学奨学金の貸与を行います。

数値目標

全体指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 (※1)	91.1% (平成 26 年度)	

※1 小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生を対象とした「学校満足度についてのアンケート」のうち、「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問項目における「よくできる」及び「だいたいできる」と回答した児童生徒の割合。

個別指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
(1) 家庭での啓発に防災学習教材を使用している学校の割合	—	
(2) いじめの認知件数に対して、年度内に解消したものの割合	92.1% (平成 25 年度)	
(3) 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	91.1% (平成 25 年度)	

第3章 基本施策

基本理念「三重の教育宣言」を具体的に展開するために、次の6つの「基本施策」を推進します。

1 確かな学力と社会への参画力の育成

子どもたちが将来社会に出たとき、自ら未来を切り開き、他者と協力しながら、社会を生き抜いていけるよう、子どもたちの確かな学力と社会への参画力の育成が求められています。

そのため、「学力の育成」、「特別支援教育の推進」、「外国人児童生徒教育の推進」、「キャリア教育の推進」、「情報教育の推進とICT活用」、「就学前教育の推進」の各施策に取り組みます。

【基本的な考え方】

- 「**学力の育成**」にあたっては、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」、「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度」を学力の重要な3要素として捉え、その育成に取り組みます。
また、自立した人間として、多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力を子どもたちに育成します。そのために、主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）を充実するなど学習・指導方法を改善します。
- 「**特別支援教育の推進**」にあたっては、障がいのある子どもと、障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の構築を目指します。そのうえで、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、適切な指導・支援を行います。
- 「**外国人児童生徒教育の推進**」にあたっては、本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒の割合が高いことを踏まえ、外国人児童生徒が日本人と同等の教育を受け、将来社会的に自立できるよう、日本語指導や適応指導等の充実を図ります。
- 「**グローバル教育の推進**」にあたっては、教育課程における英語強化の方向性を踏まえ、子どもたちの英語によるコミュニケーション能力育成に力を入れるほか、日本人・三重県人としてのアイデンティティーを持ちながら、異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力や態度を子どもたちに育成します。
- 「**キャリア教育の推進**」にあたっては、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や意欲が子どもたちに身につくよう取り組みます。

また、子どもたちが社会への参画と貢献に対する意欲・態度を持ち、主権者としての自覚と責任および政治に対する関心が高まるよう、主権者教育に取り組み、シチズンシップの涵養に努めます。

- 「情報教育の推進とICTの活用」にあたっては、子どもたちにICT機器を効果的に利活用する能力の育成を図るとともに、情報モラル教育を進めます。
- 「幼児教育の推進」にあたっては、幼児期が生涯の人格形成の基礎を培う大切な時期であるとの認識のもと、子どもたちの心身の発達に資する質の高い幼児教育・保育を促進します。

2 豊かな心の育成

他者とのつながりや社会、自然環境、郷土との関わり合いの中で、豊かな心をもった子どもたちが育つことが求められています。

そのため、「人権教育の推進」、「道徳教育の推進」、「郷土教育の推進」、「環境教育の推進」、「文化芸術活動・読書活動の推進」の各施策に取り組みます。

【基本的な考え方】

- 「人権教育の推進」にあたっては、人権教育が総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。
- 「道徳教育の推進」にあたっては、「特別の教科 道徳」が教科化されることを踏まえ、子どもたちの発達段階に応じた適切な指導を学校の教育活動全体とおして行います。
- 「郷土教育の推進」にあたっては、子どもたちが三重を愛する心や郷土への誇りを持って、地域や世界で活躍していけるよう、道徳教育の視点もあわせながら取り組みます。
- 「環境教育の推進」にあたっては、深刻化する地球温暖化やエネルギー問題、本県における公害問題の歴史等を踏まえながら、子どもたちに持続可能な社会づくりの担い手となる力が身につくよう取り組みます。
- 「文化芸術活動・読書活動の推進」にあたっては、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが文化芸術や本に親しむ機会を増やすことで、子どもたちの表現力や創造力、豊かな感性、情操を育みます。

3 健やかな体の育成

子どもたちが生涯にわたって、たくましく生きるために、生活習慣や運動習慣を確立し、体力をつけるなど、健やかな体を育成する必要があります。

そのため、「健康教育の推進」、「食育の推進」、「体力の向上と運動部活動の活性化」の各施策に取り組みます。

【基本的な考え方】

- 「健康教育の推進」にあたっては、メンタルヘルスや性に関する問題、喫煙、薬物乱用防止など、子どもたちを取り巻く諸課題に的確に対応し、子どもたちが、健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけることのできるよう取り組みます。また、子どもたちが家庭を築くことや子育てに関する理解を深めることができるようライフプラン教育に取り組みます。
- 「食育の推進」にあたっては、子どもたちが「食」に関する正しい知識と食習慣を身につけることで、健全な食生活を実践できるよう取り組みます。
- 「体力の向上と運動部活動の活性化」にあたっては、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を子どもたちに育てるとともに、スポーツの楽しさや喜びを味わえるようにすることで、体力の向上に取り組みます。

4 安全で安心な教育環境づくり

自然災害、通学時における事件・事故の発生など、子どもたちの安全・安心が脅かされる事案への懸念が高まっています。また、学校でのいじめや暴力、不登校や中途退学、教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援など、安全・安心にかかる諸課題への対応も求められています。

そのため、「防災教育・防災対策の推進」、「子どもたちの安全・安心の確保」、「いじめや暴力のない学校づくり」、「居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）」、「高校生の学びの継続（中途退学への対応）」、「学びのセーフティネットの構築」の各施策に取り組みます。

【基本的な考え方】

- 「防災教育・防災対策の推進」にあたっては、防災学習を通じて、自然災害に対応できる力を子どもたちに育成します。また、すべての県立学校における校舎の耐震化および非構造部材の耐震対策を完了するとともに、学校の防災機能を強化します。
- 「子どもたちの安全・安心の確保」にあたっては、交通事故の発生や、不審者事案の増加、校舎の老朽化など、子どもたちを取り巻くさまざまなリスクに対応するとともに、子どもたちの危険予測、危険回避能力が育まれるよう取り組

みます。

- 「いじめや暴力のない学校づくり」にあたっては、いじめや暴力行為は絶対に許さない、との方針のもと、いじめ等の未然防止や、学校全体でいじめ等の解決に取り組む体制づくりを行います。
- 「居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）」にあたっては、すべての子どもたちが、安心でき、信頼できる学校・学級づくりを進めることで不登校を未然に防ぐとともに、不登校児童生徒に対しては、適切な支援を行うことで社会性や自立心を育みます。
- 「高校生の学びの継続（中途退学への対応）」にあたっては、学業不振や学校生活不適応による中途退学を未然に防ぐため、中学生の時から的確な進路指導を行います。また、やむを得ず、高等学校を中途退学した子どもたちに対しては、再チャレンジが可能となるよう、進路変更等に関する適切な支援を行います。
- 「学びのセーフティネットの構築」にあたっては、子どもの将来が生まれ育った家庭の経済的な環境等によって左右されることのないよう、必要な支援を行います。

5 信頼される学校づくり

社会情勢の変化等に伴い、学校や教職員に対する期待やニーズが増加・多様化しており、信頼される学校をつくることが求められています。

そのため、「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」、「教職員が働きやすい環境づくり」、「学校の特色化・魅力化」、「開かれた学校づくり」、「学校施設の充実」の各施策に取り組みます。

【基本的な考え方】

- 「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」にあたっては、教職員の資質向上が学校教育充実の鍵であるとの認識のもと、高い専門性と豊かな人間性をもった教職員の採用・育成を図ります。
- 「教職員が働きやすい環境づくり」にあたっては、業務の簡素化・効率化を図り、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保するなど、教職員のやりがいのある職場づくりに努めます。
- 「学校の特色化・魅力化」にあたっては、少子化の進行による子どもたちの減少や教育ニーズの変化などを踏まえたうえで、幼児期からの一貫した教育や、特色・魅力ある学校づくり、学校の適性規模・適性配置の推進、校種を越えた連携を進めていきます。

- 「開かれた学校づくり」にあたっては、コミュニティ・スクールの導入を加速するなど保護者や地域住民が参加した学校運営を推進します。また、学校マネジメントシステムに基づく、的確な学校運営に努めます。
- 「学校施設の充実」にあたっては、子どもたちの安全・安心確保を第一に考え、学校施設の耐震化やバリアフリー化を推進します。

6 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

多様化・複雑化する教育ニーズに対応するため、学校と家庭、地域それぞれがより一層連携を深め、県民総参加で教育に取り組んでいく必要があります。

そのため、「家庭の教育力の向上」、「社会教育の推進と地域の教育力の向上」、「文化財の保存・継承・活用」の各施策に取り組みます。

【基本的な考え方】

- 「家庭の教育力の向上」にあたっては、家庭や地域を取り巻く環境変化の中で、家庭教育が困難になってきている状況を踏まえ、社会全体で家庭を支えるとの考え方で取り組みます。
- 「社会教育の推進と地域の教育力の向上」にあたっては、多様なニーズに応じた社会教育を推進するとともに、社会教育関係団体やボランティア団体、地域住民など、多様な主体との連携を図りながら、地域全体で子どもたちを守り育てます。
- 「文化財の保存・継承・活用」にあたっては、子どもたちや県民が、本県の重要な文化財について学習し、親しみ、理解を深めることのできるよう取り組みます。

第4章 施策

6つの「基本施策」を具体的に展開するため、29の「施策」により、取組を進めます。

施策体系

基本施策	施策
1 確かな学力と社会への参画力の育成	(1) 学力の育成
	(2) 特別支援教育の推進
	(3) 外国人児童生徒教育の推進
	(4) グローバル教育の推進
	(5) キャリア教育の推進
	(6) 情報教育の推進とICTの活用
	(7) 幼児教育の推進
2 豊かな心の育成	(1) 人権教育の推進
	(2) 道徳教育の推進
	(3) 郷土教育の推進
	(4) 環境教育の推進
	(5) 文化芸術活動・読書活動の推進
3 健やかな体の育成	(1) 健康教育の推進
	(2) 食育の推進
	(3) 体力の向上と運動部活動の活性化
4 安全で安心な教育環境づくり	(1) 防災教育・防災対策の推進
	(2) 子どもたちの安全・安心の確保
	(3) いじめや暴力のない学校づくり
	(4) 居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）
	(5) 高校生の学びの継続（中途退学への対応）
	(6) 学びのセーフティネットの構築
5 信頼される学校づくり	(1) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	(2) 教職員が働きやすい環境づくり
	(3) 学校の特色化・魅力化
	(4) 開かれた学校づくり
	(5) 学校施設の充実
6 多様な主体による教育の推進と文化財の保護	(1) 家庭の教育力の向上
	(2) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	(3) 文化財の保存・継承・活用

施策の見方

施策名	〇〇〇〇
------------	------

めざす姿

※この施策を推進することにより、計画期間が終了する平成31年度末までに達成する姿を記載しています。

現状と課題

※この施策に関する現状や課題、背景などを記載しています。

主な取組内容

※この施策で実施する主な取組を記載しています。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成31年度)
※学校・家庭・地域等が総参加でめざす、この施策の成果を指標として示しています。		

活動指標	現状値	目標値 (平成31年度)
※県教育委員会や県の活動内容（活動量）をあらわす指標を示しています。		

基本施策1 確かな学力と社会への参画力の育成

施策名	(1) 学力の育成
------------	------------------

めざす姿

子どもたちが「学ぶ喜び」や「わかる楽しさ」を実感して、主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って社会を創造していく力を身につけています。

現状と課題

- ① 教育課程の基準となる学習指導要領等では、「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」および「主体的に学習に取り組む態度」といった、いわゆる学力の3要素をバランス良く育てることを目指しています。
- ② 子どもたちが社会で活躍する頃には、社会構造等は大きく変化し、一層厳しい挑戦の時代を迎えると予想されています。新しい時代に必要となる資質・能力を育成するためには、子どもたちが学ぶことと社会とのつながりをより意識することや、「何を教えるか」という知識の質や量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要です。また、課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導方法等を充実させる必要があります。
- ③ 全国学力・学習状況調査における本県の平均正答率は、小中学校のすべての教科（国語、算数・数学）で、全国平均を3年連続下回っている状況であることから、学力向上の取組として、子どもたちが「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感できるよう、授業研究に基づく授業改善の充実が求められています。また、県指導主事等の派遣を通して、学習指導要領の趣旨および内容を踏まえた授業改善を一層図る必要があります。
- ④ 全国学力・学習状況調査の児童生徒および学校に対する質問紙調査結果からは、教科に関する調査と相関関係があるとされる、子どもたちの学習習慣や生活習慣に課題がみられるほか、組織的・継続的に取り組む授業改善や学校体制の確立にも課題がみられます。
- ⑤ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識するとともに、当事者意識を持ち、一体となって子どもたちの学力を育む取組を進める必要があります。
- ⑥ 小中学校においては、基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、少人数学級の編成や少人数指導を進めていますが、より効果的な活用が図られるよう、一層取組を進める必要があります。

- ⑦ 高等学校においては、引き続き職業教育、理数教育、英語教育等の充実を図るとともに、多様な社会のニーズに対応した教育の充実に努める必要があります。
- ⑧ 高等学校教育においては、すべての生徒が共通に身につけるべき資質・能力の育成という「共通性の確保」と、多様な学習ニーズへのきめ細かな対応という「多様化への対応」を、両者のバランスに配慮しながら進める必要があります。また、学力を社会で自立して活動していくために必要な力という観点から捉え直し、生徒が主体的に学ぶことのできる環境を整備するとともに、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法等の研究をより一層進めていく必要があります。
- ⑨ 家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。また、学力格差が原因となって、貧困の連鎖が生まれるなど悪循環が生じているとの指摘もあります。

主な取組内容

① 授業力の向上

- 子どもたちが「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感できるよう、授業研究の充実に向けた組織的な取組を推進し、教員の授業力向上や授業改善につなげます。
- 学習指導要領を踏まえた授業づくりのため、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの3点セットを活用し、授業改善等の取組を推進します。
- 子どもたちの学習環境づくりや学力の向上のため、全国学力・学習状況調査結果等を分析し、その分析結果を踏まえた改善方策等を示すとともに改善に向けた取組を実施します。
- 高校生の学力の定着・向上および自己実現を支援するため、指導方法・指導体制の改善に関する研究や、教育課程改善に向けた取組を行います。

② 主体的・協働的な学習・指導方法の充実および幅広い資質・能力を測る多面的な評価方法の改善

- 思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度など、真の学力の育成を図るため、一方的に教えられる受け身の学習から、主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）への転換に向けて、指導方法の改善を推進します。
- 学習や指導方法等の充実と併せて、評価を適切に行う点からも、児童生徒の資質・能力を多面的に把握し、評価する方法の工夫改善を図ります。

③ 家庭・地域との連携

平成 24 年度から実施してきた「みえの学力向上県民運動」の取組を総括したうえで、学校・家庭・地域が一体となった学力向上の取組を一層充実します。また、学力との相関があるとされる読書習慣や生活習慣等の家庭での確立に向け、PTAと連携してチェックシートを活用し、県内一斉の集中取組期間を設けて取り組みます。

④ 効果的な少人数教育の実施

基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、これまでの加配教員の配置等における成果や課題を踏まえ、効果的な少人数教育を実施します。

⑤ 社会で必要となる力を身につける教育の推進

理数教育、英語教育、職業教育等において、多様な社会のニーズに応じた発展的な学習を行うことができるよう、最先端の研究を行っている大学等と連携した講習会やセミナー、研修を実施し、高校生の学力向上および教員の資質向上につなげます。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
全国学力・学習状況調査の教科に関する調査における無解答の状況 (※ 1)	小学校 +0.8 中学校 +0.2 (平成 26 年度)	

※ 1 全国学力・学習状況調査の教科に関する調査における全国と三重県の無解答率の差。

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
全国学力・学習状況調査の児童生徒及び学校質問紙調査における「めあての提示」「振り返る活動」の実施状況 (※ 2)	児童生徒 64.1% 学 校 85.1%	

※ 2 児童生徒及び学校質問紙調査において、「授業のはじめに、目標（めあて・ねらい）が示されたと思いますか」、「授業の最後に、学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思いますか」の 2 つの項目で、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合の平均。

基本施策1 確かな学力と社会への参画力の育成

施策名 (2) 特別支援教育の推進

めざす姿

障がいのある子どもたちの教育的ニーズにそった早期からの一貫した指導と支援が充実され、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けた力を育んでいます。

現状と課題

- ① 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しています。特に小中学校の通常の学級や高等学校において、発達障がいのある子どもたちへの指導・支援の充実が課題となっています。
- ② 特別な支援を必要とする子どもたちへの一貫した指導・支援を充実させるため、支援情報を各校種間で円滑に引き継ぐ必要があります。
- ③ 特別支援学校においては、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っていますが、障がいが重度・重複化、多様化する傾向があるため、教育内容の一層の充実が必要です。
- ④ 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが必要です。
- ⑤ 一部地域の特別支援学校に在籍する子どもたちが増加しており、施設の狭隘化等への対応が必要です。

主な取組内容

- ① 適切な指導・支援の充実
 - 幼稚園・保育所、小中学校や高等学校において、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの個別の指導計画の作成と活用、支援情報の引継ぎを行うことにより、一人一人の障がいの状態に応じた指導・支援の充実を図ります。
 - 授業のユニバーサルデザイン化を図ることにより、特別な支援を必要とする子どもを含むすべての子どもたちが学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業の改善を進めます。
 - 小中学校の通級指導教室で学ぶ子どもが、障がいの特性に応じた「学び方」を身につけるための指導の充実を図ります。

② 特別支援学校における教育の推進

- 一人一人の教育的ニーズに対応するため、個別の指導計画に基づく指導とその評価を的確に行います。
- 卒業後も地域の中で安心して、自分らしく暮らしていけるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望を実現し、地域生活への円滑な移行を図ります。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限りともに学ぶことができる場面の一つとして交流および共同学習を進めます。

③ 教員の専門性の向上

- 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校等への教育相談や特別支援教育に係る研修会を実施することにより、小中学校等の教員の専門性の向上を支援します。
- 各校に配置されている特別支援教育コーディネーターが、特別な支援を必要とする子どもたちに対して適切な指導と支援ができるよう、市町等教育委員会と連携して研修の支援等を行います。
- 大学等と連携し、認定講習等による特別支援学校教諭免許状の取得を進めます。

④ 特別支援学校の整備

- 「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）、松阪地域特別支援学校（仮称）、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」併設特別支援学校の整備を進めます。
- 在籍する子どもの増加や車両の老朽化に対応したスクールバスの配備と更新を進めるとともに、特別支援学校の計画的な施設改修等を行います。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
特別支援学校高等部卒業生の就職率	37.8% (平成 26 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
小中学校の通常の学級および高等学校において個別の指導計画を作成した学校の割合	—	

基本施策1 確かな学力と社会への参画力の育成

施策名 (3) 外国人児童生徒教育の推進

めざす姿

学校・家庭・地域が連携し、外国人児童生徒の学びを支える体制づくりを進めることにより、子どもたちがどの地域、どの学校に通っても、学ぶ喜びを感じ、学力を高め、自己実現を図り、社会的に自立する力を身につけています。

現状と課題

- ① 本県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国1位（平成24年度）であり、多言語化が進んでいることから、外国人児童生徒の日本語習得を支援していく必要があります。
- ② 外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけるとともに、進路希望に応じた学びを支援することで、将来、社会で自立できる力を育む必要があります。
- ③ 学校は、日本語指導だけでなく、学校生活への適応指導、保護者への支援、仲間づくりの支援、多文化共生にかかる学習活動、関係機関や地域との連携等、多岐にわたる役割が求められていることから、これらに対応できる体制整備が必要です。
- ④ 就学にあたっての情報が不足していることなどが原因で、就学年齢に達しているながら「不就学」となっている外国人の子どもたちがいます。

主な取組内容

- ① **受入体制整備の支援**
 - 来日後間もない外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、初期指導教室の設置等、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導等を支援します。
 - NPOや企業、関係機関等と連携しながら、受入・支援のネットワークを構築します。
- ② **日本語指導、適応指導の充実**

外国人児童生徒への日本語指導や学校生活への適応指導の一層の充実を図るため、外国人児童生徒巡回相談員を学校に派遣します。
- ③ **日本語で学ぶ力の育成**

外国人児童生徒の学力育成および社会参画力の育成のため、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（JSLカリキュラム）の考え方を基にした事例の普及や研修を行い、効果的な指導の推進に取り組みます。

④ 就学の案内・相談や進路選択の取組の支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒や保護者等が、学校制度や職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や、日本語、母国語の習得に意欲的に取り組むことができるよう、キャリアガイド（多言語の職業紹介の冊子と外国人の先輩の成功例を紹介するDVD）や、三重県情報提供ホームページ（M i e I n f o）での情報提供を進めます。（環境生活部）

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成31年度)
日本語指導が必要な外国人生徒のうち、高等学校に進学した生徒の割合	—	

活動指標	現状値	目標値 (平成31年度)
日本語で学習する力の習得を支援する授業改善（「JSLカリキュラム」等の活用による）に取り組んでいる学校の割合	88% (平成26年度)	

基本施策1 確かな学力と社会への参画力の育成

施策名	(4) グローバル教育の推進
------------	-----------------------

めざす姿

子どもたちが、国際的な視野を持ち、自分の意見や考えを発信する力を身につけるとともに、日本人・三重県人としてのアイデンティティーを持ちながら、異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力や態度を身につけています。

現状と課題

- ① グローバル化が加速する中で、日本人・三重県人としてのアイデンティティーや郷土の文化に対する深い理解を持ったうえで、異文化理解の精神、主体性・積極性、豊かな語学力やコミュニケーション能力等を身につけて、さまざまな分野で活躍できるグローバル人材の育成が求められています。
- ② 「将来の夢や目標をもち、失敗をおそれず挑戦する子ども」を育てていくため、チャレンジ精神や「志」の育成を図る必要があります。
- ③ 郷土に対する誇り・愛情等の涵養をめざし、体系的なキャリア教育、郷土教育、道徳教育と連携した取組を進める必要があります。
- ④ 国際的な相互理解や協力が求められていることから、語学力、とりわけ英語でコミュニケーションを図り、行動する力が求められています。
- ⑤ 小学校における英語教育の早期化、教科化に向けて、小学校・中学校・高等学校の系統性を意識した英語教育の充実が求められます。また、教員の指導力向上に向けた取組を進める必要があります。
- ⑥ 異なる文化や考え方を持つ人たちと触れ合うことで、新たな発見や発想を生むと言われています。子どもたちが、異なる文化を対等なものとして認め合い、交流を通して理解しあう機会を増やしていく必要があります。

主な取組内容

- ① **小・中・高等学校における系統性を意識した英語教育の推進**
 - 小学生の英語コミュニケーション能力を効果的に育成するために、フォニックスやレゴブロック等を活用した英語指導モデルを構築するとともに、その普及・啓発を行います。
 - 英語によるコミュニケーション能力を養うため、小・中・高等学校それぞれの発達段階における学習到達目標を各校で設定するよう促進します。また、その学習到達目標を反映した年間指導計画の策定や授業の実施がなされるよう努めます。

- 英語での発信力やプレゼンテーション能力等を身につけるため、小・中・高校生を対象に「英語キャンプ」等を実施し、実践的に英語を使用できる環境の創出と、異年齢交流による人間的成長を促進します。
- 学習指導要領の改訂や、平成 32 年度からの導入が予定されている大学入学希望者学力評価テスト（仮称）を見据え、小学校中学年からの英語教育を推進するとともに、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の 4 領域を総合的に育成し、思考力・判断力・表現力を子どもたちが身につけるための英語教育を実施します。

② 国際理解の推進および国際交流活動の充実

- 高校生の語学力の向上や国際理解を促進するため、長期留学および短期留学の資金の一部を支援します。
- 多文化共生や国際貢献を推進するキーパーソンとなる教職員やNPO等の職員を対象とした国際理解研修を、JICAと連携して実施します。また、国際交流員が学校・地域を訪問し、教育の場や地域での国際交流、異文化理解の醸成を進めます。（環境生活部、教育委員会）

③ チャレンジ精神の育成、「志」の育成、課題解決能力の向上

スーパーグローバルハイスクール（SGH）や Mie SELHi（Super English Language High School）の取組などを通して、将来の三重を支える子どもたちの「志」を育成するとともに、若者のネットワークを構築するため、高校生が学校の枠を越えて集い、主体的に活動する機会を設けます。

④ 日本人・三重県人としてのアイデンティティーの確立

中学生が、英語で郷土三重について発信したり、身のまわりの課題の解決に向けた提案をする機会を設けます。

⑤ 教員の専門性の向上

子どもたちの英語力を育成するため、英語教育に携わる教員の英語運用力・実践的指導力の向上を図るための研修を充実します。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
高校卒業段階で英検準 2 級以上相当の英語力を習得した生徒の割合	31.2% (平成 26 年度)	
中学校卒業段階で英検 3 級以上相当の英語力を習得した生徒の割合	29.0% (平成 26 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
外国語における学習到達目標を設定している 中学校・高等学校の割合	17.9% (平成 26 年度)	

基本施策1 確かな学力と社会への参画力の育成

施策名	(5) キャリア教育の推進
------------	----------------------

めざす姿

子どもたちが、社会的・職業的に自立し、将来、社会の一員として、社会に貢献しながら自分らしく生きるために必要な基盤となる能力や意欲を身につけています。
--

現状と課題

- | |
|---|
| <p>① 若者を取り巻く雇用環境においては、若者無業者（いわゆるニート）や早期離職者の増加、求職と求人のミスマッチなどが課題となっており、キャリア教育の役割がますます重要となっています。</p> <p>② 子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見出して学ぶ意欲を高めるとともに、学校での学びを将来社会で役立てられるよう、キャリア教育の視点で日々の教育活動を見直すとともに、就業体験や職業理解を深める学習機会など、家庭・地域と連携した取組を充実する必要があります。</p> <p>③ 将来の生き方や進路を考えるうえで、上級学校への体験入学や、上級学校の教員・生徒・学生による出前授業等は、子どもたちが今後の進学先に対して、見通しを持ち、意欲を高めるうえで効果があります。一方で、県内では、異なる校種が連携したキャリア教育を行っている学校は多いとは言えない状況にあり、異なる校種が連携したキャリア教育を推進していく必要があります。</p> <p>④ 職業選択の基準として、自己の能力や適性よりも興味や好みを重視する傾向があり、職業選択の幅が狭くなっている状況が見られることから、子どもたちの興味や好みを踏まえながらも、社会的な現実に対する理解を促すキャリア教育を推進することが必要です。また、進路や職業等の選択において、性別にとらわれず子どもたち一人一人が多様な選択をすることができる教育が求められています。</p> <p>⑤ 農林水産業や介護関係等、人材の確保が難しい職業分野があります。三重県に魅力のある仕事が存在することについて、子どもたちの理解を促し、地域社会で活躍する意欲を持てるようにすることが必要です。また、少子化が進む中、活力ある地域づくりが求められていることから、県内産業への関心を高め、理解を深める取組が必要です。</p> <p>⑥ 特別支援学校に在籍する子どもたちが、卒業後も地域で自分らしく安心して豊かに暮らしていけるよう、生活年齢や障がいの状態等に応じて、自立と社会参加を支援する取組を推進する必要があります。</p> |
|---|

- ⑦ 公職選挙法が改正され、投票権が 18 歳以上となることを踏まえ、子どもたちの主権者としての自覚や社会参画の力を育む教育に取り組む必要があります。また、消費者教育、金融教育、税に関する教育などを充実し、子どもたちに社会で必要となる知識や態度を育成することが求められています。

主な取組内容

① 教育活動全体を通じたキャリア教育の充実

各学校が、子どもたちや地域の実態に応じたキャリア教育計画（全体計画・年間指導計画）を策定し、教科活動、道徳、総合的な学習の時間および特別活動ならびに日常生活において、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育成します。

② 発達段階に応じたキャリア教育の推進

- 子どもたちが将来の生き方や卒業後の進路に対して見通しをもって学ぶことができるよう、各学校において上級学校への体験入学、上級学校の教員・生徒・学生による出前授業や成果発表など、校種を超えた学びの機会を設けます。
- 子どもたちの発達段階に応じたキャリア教育を推進するために、教職員が異なる校種におけるキャリア教育についての理解を深める機会を設けます。

③ 学校と家庭、地域が連携したキャリア教育の充実

子どもたちが三重県に魅力のある仕事や自然、文化、歴史があることへの理解を深め、地域社会で活躍する意欲を持てるようにするために、地元の企業等での就業体験、地域の職業人による出前授業や講演、農林水産業体験など、多様な主体と連携した学習の機会を設けます。

④ 職業教育の充実

地域産業の担い手や専門的な能力を有する職業人を育成するために、地元の企業等の協力を得て、専門家による技術指導や商品開発など実践的な職業教育を推進します。

⑤ 就職支援の充実

- 新規に高等学校等を卒業し就職した生徒が、職場でいきいきと活躍できるよう、学校と経済団体、関係機関、地元企業等が連携した就職支援と早期離職防止に向けた定着支援を行います。（雇用経済部、教育委員会）
- 就職が内定しないまま卒業する子どもたちについては、求職にかかる適切な支援が受けられるよう、関係機関へ円滑な引き継ぎを行います。（雇用経済部）

⑥ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進

- 特別支援学校の生徒が地域の中で自立し、社会参加できるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進めます。
- 働くことに対するマナーやルール等に関する情報や実践的な実習体験の機会を提供することにより、特別支援学校におけるキャリア教育の取組を支援します。(雇用経済部)

⑦ 社会へ参画する力の育成

- 社会への参画と貢献に対する意欲・態度の育成を図り、主権者としての自覚と責任および政治に対する関心を高められるよう、主権者教育に取り組み、シチズンシップの涵養に努めます。
- 消費者教育の充実を図るため、教科を超えた教員間や外部機関との連携、消費者問題の変化に対応した教材開発、教員の学習環境の整備を行います。(環境生活部、教育委員会)

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
県立高等学校（全日制）に在籍する 3 年生のうち、3 年間を通して 1 回でもインターンシップを体験した生徒の割合	28.2% (平成 25 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
キャリア教育の全体計画を策定している学校の割合	72.4% (平成 25 年度)	

基本施策1 確かな学力と社会への参画力の育成

施策名 (6) 情報教育の推進とICTの活用

めざす姿

急速に進展する情報化社会において、より良いコミュニケーション等のために、ICTを効果的に利活用する能力や情報モラルが子どもたちの身についています。

現状と課題

- ① 情報および情報機器等が社会生活に必要な基盤となる中、子どもたちにとって、ICTを適切に利活用する能力や態度を身につけることは必要となっています。一方で、著作権や個人情報の保護など、情報に関する基礎的、基本的な知識および技術や情報モラルに関する指導を充実させていく必要があります。
- ② 子どもたちの携帯電話やスマートフォンの所有率が高まり、友だちとのつながりに、ネットワーク上のツールを活用しています。一方で、子どもたちがネットを通じた犯罪やトラブルに巻き込まれる事案や、ネット上での誹謗中傷やいじめなどの事案が発生しており、情報モラルの向上が求められています。
- ③ 「平成25年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」において、「教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」のある本県教員の割合は、89.3%（全国4位、全国平均80.9%）となっていますが、さらなる向上が必要です。
- ④ ICTを積極的に活用した学習活動を推進し、分かりやすい授業を実践することで、子どもたちの学力向上を図ることが求められています。

主な取組内容

① 情報活用能力の育成

情報社会を構成する一員として、社会の情報化の進展に主体的に対応するために必要となる基礎的、基本的な知識および技術などの活用能力を子どもたちに育成する観点から、コンピュータ等を適切に活用して、情報収集やアプリケーションソフトの使用をできるようにします。

② 情報モラル教育の充実

- 情報の特徴や情報化が社会に及ぼす影響の理解、および情報モラルを身につける学習活動を重視した取組を行い、子どもたちがネット社会におけるルールやマナーを身につけられるよう指導します。
- 子どもたちがインターネットを利用することによって犯罪に巻き込まれたり、インターネット上の違法情報・有害情報に触れることを防止するため、フィ

ルタリングの普及促進や広報啓発活動等の取組を推進します。(警察本部、健康福祉部)

③ ICTを活用した分かりやすい授業の推進

- すべての教員が、できるだけ早期にICTを効果的に活用して指導できるよう、教員の実態に応じた研修を実施し、教員の授業力向上とICTを効果的に活用した分かりやすい授業の実現を支援します。
- 情報社会における子どもたちのインターネット活用状況等の実態を教員が把握し、適切に指導するための考え方や指導方法について、研修を実施します。

④ ICT機器の整備

子どもたちが学習意欲を高め、協働して学ぶことができるよう、コンピュータ教室やタブレットパソコンを活用するために必要となる校内環境を整備します。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成31年度)
ICTを活用して指導することができる教員の割合	89.3% (平成25年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成31年度)
ICT活用指導力の向上に関する研修を受講した教員の割合	30.0% (平成25年度)	
情報モラル教育を行った学校の割合	—	

基本施策1 確かな学力と社会への参画力の育成

施策名	(7) 幼児教育の推進
------------	--------------------

めざす姿

幼児教育を通じて、子どもたちの学びへの意欲と関心、自分の気持ちを伝える力、自主性、規範意識、自尊心、慈しみや思いやりの心など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われています。

現状と課題

- ① 幼児期における教育は、子どもたちの心身の健やかな成長を促すうえで、きわめて大切な時期であることから、幼稚園、保育所、認定こども園が家庭、地域と連携・協力し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。
また、子ども子育て支援新制度の実施により、幼稚園・保育所等の教育・保育施設には、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の拠点としての機能等のより一層の充実が期待されています。
- ② 小1プロブレムなど就学に伴うさまざまな課題があることから、幼児教育から小学校教育への円滑な接続がなされるよう、幼保小が連携して取り組む必要があります。
- ③ 健全な社会を築くために、幼児期から規範意識を培うことが大切です。そのため、幼稚園や保育所等が、家庭や地域と連携して課題の解決に向けた取組を積極的に行うことが必要です。
- ④ 多様な幼児教育のニーズに応えるため、幼稚園教諭や保育士等の資質向上が求められています。

主な取組内容

- ① **小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進**
就学に伴うさまざまな課題の解決に向けて、幼児教育から小学校教育に円滑に接続できるよう、幼保小の接続に関する研修を実施します。
また、すべての子どもにとって連続した学びとなるよう、幼稚園と小学校が連携して教育課程の編成に取り組むための支援を行います。
- ② **園長、所長、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上**
幼児教育への多様なニーズに応じた園運営の向上を図るため、園(所)長のリーダーシップを高めるための研修を実施します。
また、幼稚園教諭と保育士等が、ともに「教育の学び」「養護の学び」を深め、資質、専門性を高めるための研修を実施します。(教育委員会、健康福祉部)

③ 家庭や地域との連携の推進

家庭や地域との連携を深め、子どもたちの体験活動の機会が充実するよう取り組みます。また、多様な体験活動などとおして、幼児の自主性、規範意識、自尊心や思いやりの心などの育成が図られるよう、多様な主体に働きかけるとともに、実践事例の普及啓発を進めます。

また、幼稚園、保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
教育課程の編成に関し、小学校と連携している幼稚園・認定子ども園の割合	63% (平成 26 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
幼保小連携に関する研修を実施している市町の割合	—	

基本施策2 豊かな心の育成

施策名	(1) 人権教育の推進
------------	-------------

めざす姿

子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています。

現状と課題

- | |
|--|
| <p>① 学校において、社会の意識を背景とするさまざまな人権問題が生じていることから、三重県人権教育基本方針に基づき、偏見や差別を見きわめる力、他者の痛みを共感的に受け止め共に解決に向けて行動する力などを育成する必要があります。</p> <p>② 子どもたちの人権意識の形成については、家庭や地域の影響が大きいことから、学校・家庭・地域が連携しながら日常的に人権意識を高める必要があります。</p> <p>③ 教育活動全体を通じた人権教育を組織的に展開するためには、すべての教職員の確かな人権感覚と指導力が求められます。</p> |
|--|

主な取組内容

- | |
|---|
| <p>① 人権教育に関する指導内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「部落問題」、「障がい者」、「外国人」、「子ども」、「女性」等、種々の個別的人権問題に対する理解と認識を深め、課題解決に向けた実践行動ができるよう人権学習指導資料等を活用した学習を充実します。○ 新たな人権課題に適切に対応できるよう、メディアリテラシーやユニバーサルデザイン、性的マイノリティの人権等についての学習を促進します。○ 人権に関する知識や技能を具体的に行動化する場としてのサークル活動やフォーラム等の取組を促進します。 <p>② 人権教育に関する指導体制の充実</p> <p>すべての学校が総合的・系統的に人権教育を展開できるよう、「人権教育推進計画」および「人権教育カリキュラム」の整備と活用を進めます。</p> <p>③ 人権教育推進のための地域連携の充実</p> <p>子どもたちの人権意識向上のために、学校・家庭・地域が取組について協議したり、共に活動したりすることができるよう、地域連携の要となる「人権教育推進協議会」等の取組を推進します。</p> |
|---|

④ 教職員の指導力や人権意識の向上

- すべての教職員が確かな人権感覚と指導力をもって人権教育を進められるよう、人権学習指導資料の活用法等に関する研修を実施するとともに実践につながる情報提供および相談支援を行います。
- 学校における人権教育推進体制や家庭・地域との連携体制を充実させるため、各種研修会の実施等を通じて、管理職や人権教育担当者のリーダーシップの向上を図ります。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
人権学習によって、自分も何かに取り組みたいと感じるようになった子どもたちの割合	71.0% (平成 26 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	65.5% (平成 26 年度)	

基本施策2 豊かな心の育成

施策名	(2) 道徳教育の推進
------------	--------------------

めざす姿

子どもたちが人間尊重・生命尊重の精神のもと、公共心や規範意識、人間関係を築く力、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と実践力を身につけています。

現状と課題

- ① 近年、深刻ないじめやネットでの誹謗中傷、生命を軽視する事件が発生しています。子どもたちの情報モラルや生命倫理を確立するため、道徳教育の充実が求められています。
- ② 子どもたちが社会を構成する一員としての生き方を学ぶ、シチズンシップ教育の視点や、多様性の尊重、他者との共生が求められるグローバル教育の視点からも道徳教育の役割が増しています。
- ③ 「特別の教科 道徳」が教育課程に位置づけられることを見据え、学校が組織として一体となった道徳教育を進めることが必要です。
- ④ 子どもたちが生活のために必要な習慣を身につけるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るうえでも、学校と家庭、地域との連携を図り、道徳教育を進めることが重要です。

主な取組内容

- ① **発達段階に応じた道徳教育の推進**
子どもたちが自己をみつめ、物事を多面的・多角的に捉え、主体的に考えを深めるなかで道徳性を養うことができるよう、発達の段階に応じた教材の活用や多様な効果的な指導方法の工夫改善を推進します。
- ② **三重の特色を生かした道徳教育の展開**
子どもたちの郷土を愛する心を育むため、郷土の伝統・文化や先人の偉業などの身近な教育資源を取り上げた「三重県 心のノート」の積極的な活用を促進します。
- ③ **道徳の教科化へ向けた指導體制の充実**
道徳の教科化へ向けて、道徳教育推進教師を中心とする学校全体が一体となった指導體制の充実や、高等学校における道徳教育の全体計画の充実、系統的な指導機会の構築に取り組みます。

④ 家庭・地域と連携した道徳教育の推進

学校・家庭・地域が連携した道徳教育の一層の充実を図るため、「私たちの道徳」の家庭・地域における活用を進めます。

⑤ 規範意識の醸成

規範意識を醸成する教育を支援するため、学校や幼稚園、保育所等が行う非行防止教室等への警察職員の派遣や、教員等を対象とした薬物乱用防止・非行防止に関する研修会等の開催に取り組みます。

⑥ 社会参加活動の推進

子どもたちの規範意識を醸成するため、学校等の関係機関・団体やボランティアと共に推進する環境美化活動、社会福祉活動、スポーツ活動などの社会参加活動を通じ、子どもたちの規範意識の向上を図ります。

⑦ 命の教育の充実

子どもたちの発達段階に応じて、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う教育が充実されるよう、保護者や地域の方々の協力を得た体験的な学習の機会等を通じて、学校教育全体において心の教育に取り組みます。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
いじめは、どんな理由があってもいけないこと だと思う子どもの割合	小学生 96.3% 中学生 92.8% (平成 26 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
道徳教育推進教師を中心として学校全体で指 導に取り組んでいる学校の割合	—	
「私たちの道徳」および「三重県 心のノート」 を年間を通じて計画的・継続的に活用している 学校の割合（合わせて月複数回の活用の達成状 況）	—	
「私たちの道徳」を長期休業中に持ち帰らせて いる学校の割合	小学生 90.9% 中学生 84.6% (平成 26 年度)	

基本施策2 豊かな心の育成

施策名	(3) 郷土教育の推進
------------	--------------------

めざす姿

子どもたちが豊かな心を持ち、郷土を知り、郷土を愛し、三重県について自信をもって語る力をつけることができます。

現状と課題

- ① 「平成 26 年度全国・学力学習状況調査」の結果によれば、地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると回答した子どもの割合は、小学6年生、中学3年生のいずれも全国平均を下回っている現状があります。
- ② 地域の良さや郷土の豊かな自然、歴史、文化について、誇りをもって語る力をつけるよう、郷土三重についての学習を深める必要があります。
- ③ 地域のさまざまな分野で活躍する人による講話や体験活動など、子どもたちの地域の理解を深める学習を郷土教育の中で重視していく必要があります。
- ④ 子どもたちが、三重の自然、歴史、文化について、楽しみながら学習できる場として三重県総合博物館（MieMu）などの文化・社会教育施設を活用していく必要があります。

主な取組内容

- ① **身近な地域や三重に関わる教材の開発と郷土教育の推進**

地域の良さや郷土の豊かな自然、歴史、文化について、誇りをもって語る力をつけるよう、教材「三重の文化」、「ふるさと三重かるた」の活用を推進するとともに、身近な地域や三重に関わる教材の開発とその活用実践を推進します。
- ② **地域と連携した郷土教育の推進**

地域の伝統や産業のさまざまな分野で活躍する人による講話や体験活動など、子どもたちの地域の理解を深めるために、地域と連携した郷土教育を推進します。
- ③ **社会教育施設や文化財の活用**

子どもたちが、三重の自然と歴史・文化について、楽しみながら学習できるように三重県総合博物館（MieMu）や埋蔵文化財センター、斎宮歴史博物館などの社会教育施設や文化財の活用を推進します。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成31年度)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある子どもの割合	小学生 40.1% 中学生 30.0% (平成26年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成31年度)
「ふるさと三重かるた」を活用している幼稚園・小学校・中学校の割合	幼稚園 88.9% 小学校 87.7% 中学校 56.4% (平成26年度)	

基本施策2 豊かな心の育成

施策名	(4) 環境教育の推進
------------	--------------------

めざす姿

子どもたちが、環境について地球的視野で考え、さまざまな課題を自らの問題としてとらえて行動し、持続可能な社会づくりの担い手となる力を身につけています。
--

現状と課題

- | |
|--|
| <p>① 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、地域の生態系の保全などを図り、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会の構築が求められています。</p> <p>② 環境省調査によると、環境問題に対して積極的に取り組んでいく姿勢を示す人は多いものの、実際に地域の環境保全活動に参加している人は少なく、住民の意識が行動に結びついていない面があります。</p> <p>③ 次代を担う子どもたちが、地球温暖化やごみの減量化など環境問題に対する理解を深め、主体的に行動する実践的な態度や資質を身につけられるような環境教育を行うことが課題となっています。</p> <p>④ 森林環境教育においては、費用の調達、指導者の育成、フィールドの確保等の諸課題があり、一部の学校による活動しか実施されていない状況であることから、みえ森と緑の県民税も活用しながら学校等の森林環境教育を支援していく必要があります。</p> |
|--|

主な取組内容

- | |
|---|
| <p>① 環境に配慮した学校づくりと環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 子どもたちが、環境問題を自らの問題として捉えるとともに、一人一人が自分にできることを考え、実践できるよう、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）の推進拠点となるユネスコスクールの加盟校増加に取り組みます。○ 環境教育の中核となる、ユネスコスクールや ISO14001 認証取得校の先進的な取組事例等を県内の学校に積極的に発信し、すべての学校で、環境問題を身近なものとして捉えられる子どもたちを育成します。○ 各教科や総合的な学習の時間等において、環境美化・環境保全活動に積極的に取り組みます。○ 「学校環境デー」を中心とした創意工夫ある環境教育活動の充実を図るとと |
|---|

もに、各学校が行う創意工夫ある環境教育の取組事例等をホームページに掲載するなど、県内の学校等に広く情報発信します。

- すべての県立学校が「県立学校環境マネジメント」に基づいた環境教育の推進、環境保全活動の充実に取り組みます。

② 環境問題を考える機会の充実

- 大学・地域・企業等と連携した環境美化・環境負荷低減の活動や、地域・企業・NPO等が主催する清掃活動や実践報告会等へ、子どもたちの参加を促します。
- 地域において環境保全に携わる活動を行っている人材や、環境教育の専門家等を活用した自然観察会等の事業を充実するとともに、公民館等の社会教育施設が取り組む環境教育活動を支援します。
- 子どもたちに「もったいない」という意識を向上させるため、さまざまなツールを活用し、各小学校において地域のボランティアの方々や市町の担当者が講師となった出前授業を実施します。(環境生活部)
- 子どもたちが自ら考えた環境保全の取組が家庭や地域へ広がっていくように、市町、民間団体等の関係機関との連携や、三重県環境学習情報センターなどの環境学習・環境教育の拠点施設の活用を通じた体験型、参加型の環境教育に取り組みます。(環境生活部)

③ 森林環境教育の広域的・総合的な推進

学校等が森林環境教育に取り組みやすいよう、活動のコーディネートやきめ細かい相談対応等、包括的な支援体制を構築します。(農林水産部)

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
環境保全活動に取り組んでいる高等学校の割合	66.7% (平成 26 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
家庭・地域・企業等と連携して、環境教育を推進している高等学校の割合	75.9% (平成 26 年度)	

基本施策2 豊かな心の育成

施策名	(5) 文化芸術活動・読書活動の推進
------------	---------------------------

めざす姿

文化芸術活動や読書活動をとおして、子どもたちの表現力や創造力などが高まるとともに、豊かな感性や情操を身につけています。

現状と課題

- ① 文化芸術や読書に親しむことは、豊かな人間性を養い、創造力を育むために不可欠なものであり、文化芸術活動、読書活動など、豊かな感性や情操を育む教育の充実が重要となっています。子どもたちが生涯にわたり、文化芸術に親しむ態度や意欲を育むことが大切です。
- ② 多くの学校が、読書活動の時間を設けるなど、読書習慣づくりに努めていますが、小学校から中学校、高等学校と進むにつれて読書離れが進んでいます。また、「学校図書館を活用した授業」を計画的に行っている学校の割合は年々増加していますが、まだ全国と比較してやや低い状況にあり、特に中学生・高校生を対象とした読書活動の推進に取り組む必要があります。
- ③ 社会全体に子どもの読書活動の重要性が徐々に理解され、読書ボランティア等の活動が活発になり、子どもが読み聞かせやお話し会などの読書活動に親しむ機会が増えています。一方で、大人の意識や、家庭、地域、学校等における読書環境に未だ差があります。

主な取組内容

- ① **本物の文化芸術にふれる機会の充実**

子どもたちの豊かな感性を育むため、本物の文化芸術にふれる機会や、子どもたちが自己の作品を表現したり、発表したりする機会の充実を図ります。(教育委員会、環境生活部)
- ② **文化部活動の活性化と発表の機会の充実**

学校の文化部活動が、子どもたちの豊かな人間性を養うとともに、創造力を育むための重要な機会になるよう、活動成果の発表の機会を確保し、文化部活動の活性化を支援します。
- ③ **読書活動の一層の充実**
 - 家庭・地域・学校等において、図書館資料や施設設備等の充実を図ること等による読書環境の整備、子どもを対象とする読み聞かせやお話し会等の読書機会の提供、ポスターやリーフレットの配布等による読書活動の啓発に取り組み

ます。

- 読書活動の拠点である公立図書館や公民館等に、家庭や学校等の地域の多様な主体と連携・協力して読書に親しむ機会の提供等を行うよう働きかけます。

④ 学校図書館の効果的な活用

子どもたちの読書活動の推進や読書習慣の形成を図るため、学校図書館の蔵書充実やデータベース化を進めます。また、一斉読書や調べ学習等で学校図書館を積極的に利用するよう教職員の意識向上を図ります。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
授業時間以外に読書を全くしない子どもたちの割合	小学校 21.4% 中学校 35.7% (平成 26 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
学校図書館を計画的に活用した授業の実施割合 (学期に 2 回以上実施した割合)	小学校 77.2% 中学校 39.5% (平成 25 年度)	

基本施策3 健やかな体の育成

施策名	(1) 健康教育の推進
------------	--------------------

めざす姿

子どもたち一人一人が、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけています。

現状と課題

- ① 家庭や社会の環境変化にともない、子どもたちの食事、運動、睡眠など基本的な生活習慣の確立が難しくなりつつあります。
- ② 急激な社会の変化の中で、性の問題行動や「危険ドラッグ」をはじめとする薬物乱用など、子どもたちを取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。
- ③ アレルギー疾患のある子どもたちの割合が年々増加していることや、メンタルヘルスに課題を抱える子どもの増加など、多様化する子どもたちの健康課題への対応や、感染症への対策が求められています。
- ④ 子どもたちが妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を身につけ、自らの人生や家族の大切さについて考え行動できるよう、性に関する指導やライフプラン教育の推進が求められています。

主な取組内容

① **健康教育の推進**

望ましい生活習慣の確立等、学校における子どもたちの健康課題に適切に対応し解決するため、各教科、特別活動など学校教育活動全体で健康教育を推進します。

② **ライフプラン教育の推進**

性に関する指導およびライフプラン教育を推進することをおして、子どもたちが家庭を築くことや子育てに関する意義を考え、妊娠・出産に関する医学的知識を正しく身につけることができるよう、ライフプラン・結婚・子育て等をテーマとした講演会の開催や保育実習等の機会の充実を図ります。

③ **保健指導の推進**

- 子どもたちが早い時期から喫煙、飲酒、薬物乱用と健康との関わりについて認識を深めるよう、関係機関と連携した薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- アレルギー疾患のある子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有に努めるとともに、事故予防や緊急時の対応の充実を図ります。

- 子どもたちのう蝕（むし歯）、歯肉炎の予防をはじめ、噛むことを通じた食育の推進等、学校における歯科保健指導の充実を図るとともに、地域内での歯科保健活動をより一層充実させるため、学校、行政、医療機関等が連携したネットワークの構築を図ります。（健康福祉部、教育委員会）

④ 相談体制等の充実

- 感染症やメンタルヘルスなどへの対応にあたって、地域の専門家を効果的に活用するなど、学校における相談体制の充実を図ります。
- アレルギー疾患対応に関する研修会など、子どもの健康課題の解決に向けた研修会を開催し、教職員の資質向上を図ります。

⑤ 学校・家庭・地域等の連携

学校関係者、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、地域の保健関係者などで組織する学校保健委員会等の充実と活性化を図り、各学校の実態や、地域の実情に応じた子どもたちの健康づくりを推進します。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
一人あたりの平均永久歯むし歯本数が 1.0 本未満である市町数 (12 歳児)	7 市町 (平成 26 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
学校保健委員会を開催している学校の割合	93.0% (平成 26 年度)	

基本施策3 健やかな体の育成

施策名	(2) 食育の推進
------------	------------------

めざす姿

学校・家庭・地域が一体となって、食育に取り組み、子どもたちが、食に関する正しい知識と健全な食習慣を身につけています。
--

現状と課題

- | |
|---|
| <p>① 「全国学力・学習状況調査」と「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、朝食の摂取と学力・体力との相関がみられることから、さらなる摂取率の向上が求められています。</p> <p>② 学校教育活動全体で取り組む食育の充実が求められています。</p> <p>③ 食物アレルギーのある子どもたちは、増加傾向にあり、より適切な対応が求められています。</p> <p>④ 地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に対する感謝の念を育み、地産地消の意識を醸成するため、学校給食での地場産物の活用や農業体験など食べ物を育てる活動の充実が求められています。</p> |
|---|

主な取組内容

- | |
|---|
| <p>① 学校教育活動全体での食に関する指導の充実
子どもたちの発達段階に応じて、食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身につけることができるよう、各教科や特別活動等と関連させ、学校教育活動全体で取り組む食育の指導体制の充実を図ります。</p> <p>② 多様な主体と連携した食育に関する指導の充実
子どもたちが、地域の自然や文化、食を担う農林水産業、食料の大切さなどに関する理解を深めることができるよう、家庭、生産者、地域、大学・研究機関、企業等との連携を強化し、郷土の食材を活用したり、農業体験活動を行ったりするなど、学校における食に関する指導の充実を図ります。(教育委員会、農林水産部、健康福祉部)</p> <p>③ 学校給食の充実
○ 安全で安心な学校給食を提供するため、衛生管理講習会等を開催するなど、給食関係者の資質向上および衛生管理の徹底を図ります。また、各学校が、食物アレルギーにかかる適切な対応を実施するため、教職員を対象とした研修会等を開催し、資質向上を図ります。</p> |
|---|

- 学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めるとともに、学校給食関係者や生産者、食品製造事業者等と連携し、学校給食における地場産物の使用割合の増加をめざします。（農林水産部、教育委員会）

④ 子どもの実践力の育成と家庭への啓発

子どもたち自身が、地場産物を使用した朝食のメニューを考え、調理することで、自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることや、食の大切さや地場産物とその生産者について理解を深めることなどをねらいとして、地場産物を使用した朝食メニューコンクール等を実施し、保護者や地域への啓発を図ります。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生 87.6% 中学生 83.8% (平成 26 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
食に関する指導の全体計画を作成している小中学校の割合	小学校 99.2% 中学校 97.5% (平成 26 年度)	

基本施策3 健やかな体の育成

施策名	(3) 体力の向上と運動部活動の活性化
------------	----------------------------

めざす姿

子どもたちが体を動かすことを好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。また、各学校において、運動部活動が活発に行われています。

現状と課題

- ① 柔軟性や筋力、持久力など基礎的な体力は、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たすとともに、意欲や気力の充実に大きく関わる活動の源となります。子どもたちが日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、運動する機会の確保が必要です。
- ② 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、本県の子どもたちの体力は、全国の状況を下回っており、体力の向上が求められています。
- ③ 中学校の保健体育科で武道とダンスが必修となっていることから、安全かつ効果的な授業の実施が求められています。
- ④ 運動部活動は、子どもたちがスポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験できる貴重な活動であるとともに、責任感や連帯感を育み良好な人間関係を培うなど、生徒の心身の成長に大きな役割を果たします。運動部活動の適切な運営と、効果的な指導が求められています。
- ⑤ 平成30年に、本県を中心とする東海ブロックで全国高等学校総合体育大会を開催します。また、平成32年には、全国中学校体育大会の東海ブロック開催が予定されています。これらの大会開催に向けた取組を契機として、子どもたちが意欲的にスポーツに取り組むようになり、本県の運動部活動が活性化することが求められています。

主な取組内容

- ① **教員の指導力向上による体育授業の充実**
 - 子どもたちが、体育の授業を通して運動の楽しさや喜びを味わい、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、教員を対象とした研修会を充実し、授業の工夫や改善による魅力ある授業づくりを推進します。
 - 中学校の保健体育科における武道およびダンスの授業が、安全かつ効果的に行われるよう、担当する教員の研修会を充実し、指導力の向上を図ります。さらに、専門的指導力を有する外部指導者の派遣により、授業づくりを推進しま

す。

② 子どもの体力向上に向けた運動機会の拡充

子どもたちが、休み時間等に運動を通じた遊びや活動に取り組むなど、子どもが運動する機会を拡充する学校の取組が進むよう、各学校における体力向上の目標設定や1学校1運動（昼休みに学校全体でなわとびに取り組む等）を促進します。また、体育・スポーツを学ぶ高校生を体力向上サポーターとして小学校等に派遣し、各学校の取組を支援します。

③ 新体力テストの継続実施による結果の有効活用

子どもたちが自らの体力に関心を持ち、目標をもって体力を高めることができるよう、各学校が毎年継続して新体力テストを実施し、その結果を「体力の成長記録」として子どもや保護者と共有するなど、体力向上に向けた取組がすすむよう、指導主事や体力向上アドバイザーの学校訪問等により働きかけます。

④ 「子どもの体力向上推進会議」の開催

学識経験者、学校やスポーツ活動等の関係者、医師会、保護者等からなる「子どもの体力向上推進会議」を開催し、子どもの体力向上や生活習慣改善に向けた取組の検討を進めます。

⑤ 運動部活動の充実

- 運動部活動が適切かつ効果的に運営され、生徒が目標を持って意欲的に活動できるよう、顧問等を対象とした研修会を通して、指導者の指導力向上を図ります。また、運動部活動がより充実し、生徒の多様なニーズに応えることができるよう、専門性を有する地域のスポーツ人材を外部指導者として学校に派遣します。
- 運動部活動に取り組む生徒および指導者の意欲を向上させるとともに、保護者や県民の皆さんの関心を高めるため、全国大会において優秀な成績を収めた生徒および指導者を表彰します。

⑥ 全国学校体育大会の開催を契機とした運動部活動の活性化

平成30年の全国高等学校総合体育大会および平成32年の全国中学校体育大会の開催を、本県のスポーツ推進と運動部活動の活性化につなげるため、中学校体育連盟・高等学校体育連盟等の関係団体と連携しながら、心に残る感動あふれる大会の開催をめざします。

また、子どもたちが生涯にわたって運動に親しむ意欲や習慣を身につけられるよう、スポーツを「する」「みる」「支える」といった大会への多様な関わりを通して、多くの感動や達成感を味わえるよう取り組みます。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 (※1)	44.5 (平成 26 年度)	

※1 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県の体力合計点の全国との比較（小学校 5 年生男女及び中学校 2 年生男女の都道府県別平均値の本県偏差値）。

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
新体力テストの継続実施率（小学校）	72.8% (平成 26 年度)	

基本施策4 安全で安心な教育環境づくり

施策名 (1) 防災教育・防災対策の推進

めざす姿

防災学習を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害など自然災害に対して、自分の命は自分で守る力を身につけています。また、子どもたちが安全で安心して学習できるよう、すべての公立学校において、校舎の耐震化および非構造部材の耐震対策が完了するとともに、緊急避難場所に指定されている公立学校の防災機能が強化されています。

現状と課題

- ① 本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、局地的大雨など風水害の被害が発生しています。南海トラフ地震や津波、風水害などの自然災害から子どもたちの命を守るため、教職員の防災に関する意識や知識の向上に引き続き取り組み、防災教育を一層充実していく必要があります。
- ② 学校は、地震、台風、局地的大雨等による災害発生時においては、子どもたち等の安全を確保するとともに、地域住民の緊急避難場所となる場合もあることから、学校施設の防災機能の充実や、学校と家庭・地域との連携が求められています。
- ③ 小中学校の耐震対策の工事を行う市町に対して、情報提供と助言を積極的に行っていますが、財政事情等により耐震対策の取組が遅れている市町があります。

主な取組内容

- ① **子どもたちの防災学習の充実**
 - 学校現場の意見をふまえ、防災ノート等の防災学習教材の充実を図るとともに、防災タウンウォッチング・防災マップづくり、体験型防災学習や防災訓練等の実施を支援し、学校における防災教育を推進します。
 - 防災教育・防災対策に関する教職員への研修を充実します。
- ② **家庭、地域との連携の促進**

保護者、地域住民等が参加した防災学習や避難訓練等の実施など、学校と家庭・地域が連携した取組を進めます。
- ③ **防災機能の強化を取り入れた学校施設の整備**
 - 県立学校の屋内運動場等天井等落下防止対策については、本ビジョンの計画期間中に完了するよう整備を進めます。

○ 必要に応じて避難経路、屋外トイレ、外階段などの整備を進めます。太陽光発電設備の整備においては、自立運転機能の付加、蓄電池の設置を併せて行います。

④ 市町に対する防災・耐震対策にかかる情報提供と助言

市町において非構造部材の耐震対策など防災・耐震対策が計画的に完了するよう支援します。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成31年度)
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	—	

活動指標	現状値	目標値 (平成31年度)
家庭での啓発に防災学習教材を活用している学校の割合	—	

基本施策 4 安全で安心な教育環境づくり

施策名

(2) 子どもたちの安全・安心の確保

めざす姿

地域全体で学校内外における子どもたちの安全確保に取り組む体制の構築が進むとともに、学校施設における安全性が確保されています。また、安全教育の推進により、子どもたちに危険予測・危険回避能力が育まれています。

現状と課題

- ① 子どもたちの交通人身事故発生件数は、減少傾向で推移していますが、いまだ多くの子どもたちが交通事故により死傷するなど、憂慮すべき状況にあります。特に、子どもたちが関わる交通事故のうち、自転車乗用中の交通事故が最も多く発生していることから、基本的な自転車の乗り方や交通ルールの徹底等、成長過程に応じた実効性のある交通安全教育を継続的に行っていく必要があります。
また、通学路をはじめとする道路の交通安全確保についても、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察などが連携し、継続的に取り組んでいくことが必要です。
- ② 子どもたちが被害者となる性犯罪や、その前兆事案である声掛け、つきまとい等の事案が後を絶ちません。ソフト・ハード両面から子どもたちの安全・安心を確保するための環境整備を推進し、地域社会全体で子どもたちを見守る体制の整備を一層図るとともに、子どもたちが防犯意識を高め、「自分の命は自分で守る」ための危険予測・危険回避能力を身に付けることが必要です。
- ③ 子どもたちの急増期に建築された学校施設の老朽化が進んでおり、安全面や機能面において改善を図ることが喫緊の課題です。
- ④ 子どもたちへの安全指導や学校施設の安全点検、整備への取組にもかかわらず、全国的には、依然として学校施設・設備に起因する事故が起こっています。
- ⑤ 依然としてなくならない飲酒運転の根絶のためには、社会全体で「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識の定着に取り組む必要があります。このため、教育機関等における飲酒運転0（ゼロ）をめざした教育を推進する必要があります。
- ⑥ 県内児童相談所における平成 25 年度の児童虐待相談対応件数は、過去最多の 1,117 件に達しています。児童虐待は子どもの健やかな成長を妨げるとともに、重篤化すると子どもの生命に危険を及ぼすことから、未然防止および早期発見・早期対応の取組をより一層充実させることが必要です。

主な取組内容

① 通学路の安全対策

- 子どもたちが通学路等を点検し、犯罪が起こりやすい場所や安全な場所を見つけてマップに表す「地域安全マップ」づくりや交通上危険な箇所をまとめた「交通安全マップ」づくりに取り組む市町等教育委員会や学校を支援します。（環境生活部、教育委員会）
- 子どもたちが交通事故の当事者とならないため、歩行者・自転車利用者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を各学校において実施します。（警察本部、教育委員会）
- 子どもたちの登下校時の安全確保を図るため、各市町が作成した通学路安全プログラムに基づく通学路の合同点検や安全対策の改善・充実に各地域の教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察などの関係機関が連携・協働しながら繰り返し実施します。（教育委員会、県土整備部、警察本部）
- 子どもたちが犯罪等被害に遭わず、安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点をおいた警察官によるパトロールを強化します。（警察本部）
- 子どもたちの安全確保活動の一層の充実を図るため、通学路等において防犯活動を行うさまざまな機関・団体のネットワークを活用します。

② 学校等における交通安全教育・防犯教育

- 学校教育活動全体をとおして、子どもたちに対する交通安全教育・防犯教育に取り組みます。
- 子どもたちが交通事故の当事者とならないため、歩行者・自転車利用者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を各学校等において実施します。（教育委員会、環境生活部、警察本部）
- 高校生の防犯意識を高め、危険予測・危険回避能力を育成するための実践的な防犯教育を推進するとともに、教職員等研修を通して、効果的な防犯教育・防犯対策の推進を図ります。
- 犯罪被害を回避する能力等が子どもたちの身につくよう、学年や理解度に応じた紙芝居や演劇、ロールプレイ方式等を用い、子どもたちが参加・体験できる防犯教室を開催します。（教育委員会、警察本部）
- 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例を踏まえ、発達段階に応じた飲酒運転防止のための教育を実施します。また、家庭・地域・関係機関と連携し、保護者懇談会や学校だより等を通じて保護者等に対し、周知・啓発に努めます。（環境生活部、教育委員会）

③ 教職員の安全教育にかかる研修の充実

学校における交通安全および防犯に係わる教職員を養成するため、学校安全教室講習会や不審者侵入対応訓練を実施します。また、教職員等を対象にした自転車等交通安全指導者研修を実施します。(教育委員会、環境生活部、警察本部)

④ 学校・家庭・地域および関係機関等と連携した安全確保の推進

- 学校安全ボランティア（スクールガード）による登下校時の見守り活動や巡回活動など、学校・家庭・地域および関係機関が連携し、地域社会全体で子どもたちを守る取組の体制整備や充実を図ります。
- 子どもたちが被害に遭った事案等の発生情報を保護者や地域住民の間で迅速に共有するため、学校等の関係機関との情報共有体制を強化するとともに、警察本部のホームページや電子メール等を活用した情報発信活動を推進します。(警察本部)
- 子どもたちが犯罪等の被害に遭いにくい環境を整備するため、自治体や自治会等による治安インフラの整備拡充を促進します。

⑤ 福祉犯対策の推進

子どもたちの福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害を受けた子どもたちの発見・保護のため、児童売春・児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯の取締りを推進します。(警察本部)

⑥ 学校施設の安全対策

学校施設の安全対策および長寿命化改修を取り入れた老朽化対策工事を計画的に実施します。また、学校施設に係る法定点検および各種自主点検を定期的に行います。

⑦ 児童虐待の防止

児童虐待の未然防止、早期発見のため、各市町に設置されている「要保護児童対策地域協議会」を中心に、教育委員会、学校、児童相談所、警察など関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援に努めます。また、子どもや保護者に対して、児童虐待の防止のための教育や啓発に努めます。(教育委員会、健康福祉部、警察本部)

⑧ 青少年の健全育成

有害な凶書など青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境から、青少年を保護するため、書店やコンビニエンスストアなどへの立ち入り調査を行います。(健康福祉部)

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
子どもの交通人身事故発生件数	482 件 (平成 26 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
地域安全マップを作製している小学校の割合	63.5% (平成 26 年)	

基本施策4 安全で安心な教育環境づくり

施策名 (3) いじめや暴力のない学校づくり

めざす姿

子どもたちが互いに認め合い、自ら問題解決に向けて適切に行動できる力が育まれています。また、いじめや暴力事案に対して、学校全体で解決に取り組む体制が整っています。

現状と課題

- ① 平成25年度の公立小中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は減少傾向となっています。一方、暴力行為の発生件数については、小学校での件数が増加しており、早い段階からの指導の充実と、中学校への指導の継続が求められています。
- ② いじめや暴力行為を未然に防止するには、学校の教育相談体制を充実させることや、教職員が子どもたちの行動や言葉のわずかな変化などの兆候を察知し、適切に対応することが必要です。
- ③ 「いじめ防止対策推進法」や「三重県いじめ防止基本方針」等に基づいた未然防止およびいじめ事案発生時の組織的対応を充実させていくことが求められています。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、それぞれの学校の実情や地域性を加味しながら、実効性のある取組を行っていく必要があります。
- ④ スマートフォンの急激な普及により、SNS³等でのトラブルやいじめが社会問題となっており、子どもたちのネット利用に関わるモラル向上や、保護者への啓発をどのように進めていくかが課題となっています。
- ⑤ 心理的・家庭的に複雑な背景を持つ子どもたちの行動に対して、学校だけでは対応が困難な事例が増加しており、学校と関係機関との連携を強化しながら対応していくことが必要となっています。

主な取組内容

① いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

道徳教育、人権教育をはじめ、学校教育活動全体を通じて、いじめや暴力を許さない心や、命を大切に、相手を思いやる心、個性を認め合う態度等を子どもたちに育成します。

³SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスのことで、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティー型のサービスのこと。あるいは、そういったサービスを提供するサイトも含まれる。

② 教職員の教育相談に関する資質の向上

子どもたちの行動や言葉のわずかな変化などの兆候を察知し、適切に対応することができるよう、教職員が教育相談に関する専門的内容を学ぶ研修会や講演会、教育相談に携わる教職員が相互につながり、地域でのネットワークを広める研修会を開催します。

③ 学校内外の教育相談・支援体制の充実

○ いじめや暴力行為等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、学校現場において、スクールカウンセラーの効果的な活用を図るとともに、学校の要請に応じて、生徒指導特別指導員や、スクールソーシャルワーカー等からなる専門家チームを派遣します。

○ いじめ問題等に悩む子どもや保護者を対象とした毎日 24 時間対応の「いじめ電話相談」を実施するとともに、臨床心理相談専門員（臨床心理士）による専門的教育的相談を実施します。

④ いじめの実態把握と組織的な対応の推進

○ いじめ等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、「三重県いじめ防止基本方針」および「学校いじめ防止基本方針」に基づいた、組織的な対応が推進されるよう取り組みます。

○ 各学校における、学期に 1 回以上のアンケート調査や、県において実施する、「いじめの問題に係るアンケート調査」を通じて、きめ細かく実態を把握し、解消に向けての組織的な対応が推進されるよう取り組みます。

⑤ スマートフォンなどに対応した情報モラル教育の推進

子どもたちに対して、ネット利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを身につける取組を進めます。また、保護者への啓発のために、啓発リーフレットの作成・配布や、ネット啓発講座を実施します。

⑥ 学校・家庭・地域と各関係機関との連携の推進

学校だけでは対応が困難な事例に対し、学校と各関係機関が連携してより良い問題解決が図れるように、スクールソーシャルワーカー等の活用の充実を図ります。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
いじめの認知件数に対して、年度内に解消されたものの割合	92.1% (平成 25 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を保護者等に公表し、理解と協力を得るよう努めている小中学校および県立学校の割合	66.1% (平成 26 年度)	

基本施策4 安全で安心な教育環境づくり

施策名	(4) 居心地の良い集団づくり(不登校児童生徒への支援)
------------	-------------------------------------

めざす姿

子どもたち一人一人の自尊感情や充実感を高め、社会性や自立心を育む教育活動を展開することで、子どもたちに互いに尊重する心が育まれています。

現状と課題

- ① 本県の公立小中学校の不登校児童生徒数は、増加傾向にあります。学年別で見ると、中学1年生で急増する傾向にあることから、適切な対応が必要です。
- ② 複雑化・多様化する不登校の問題に対応するためには、子どもたちに対する途切れのない支援が必要であり、学校や中学校区での教育相談体制を充実させる必要があります。特に小学校の不登校が課題であることから、早期からの対応が必要です。
- ③ 家庭環境を背景とした不登校の事例もあることから、スクールソーシャルワーカーを活用し、福祉的な支援を行う必要があります。
- ④ すべての子どもたちにとって居心地の良い集団づくりを行うために、子どもたちが基本的な生活習慣や学習規律等を身につける必要があります。
- ⑤ 子どもたちの行動や言葉の裏側にある心理的な意味を理解し、子どもたちや保護者に適切な支援ができるよう、教職員の教育相談に関する資質の向上を図る必要があります。
- ⑥ 不登校の子どもたちや保護者への支援を専門的に行う教育支援センター(適応指導教室)の指導員の教育相談に関する資質向上を図る必要があります。
- ⑦ 学校だけでは対応が困難な不安や悩みを抱える子どもたちもいることから、学校以外においても教育相談を提供する必要があります。

主な取組内容

- ① **魅力ある学校・学級づくり**
 - 一人一人の子どもたちが安心して意欲的に学ぶことができる、魅力ある学校・学級づくりを行うために、子どもたちの仲間づくりなど自主的・自律的な活動を推進します。
 - 子どもたちの内面を知ることのできる調査などを通して、子どもたちの理解および実態把握に努めます。
 - 中学1年生で急増する不登校に対応するため、小中学校など校種間の連携を図り、スムーズな中学校への移行を進めます。

② 教職員の教育相談に関する資質の向上

- 教職員の教育相談に関する資質向上を図るため、教育相談に関する専門的内容を学ぶ研修会や講演会、教育相談に携わる教職員が相互につながりネットワークを広める研修会、家庭、地域、保健・福祉等との連携のあり方を学ぶ研修会を開催します。
- 地域の教育支援センター指導員の資質向上を図るため、指導員が不登校の子どもの心の理解と対応方法について学ぶとともに、幼稚園・保育所、学校と連携を深めるための研修会を開催します。

③ 学校内外の教育相談・支援体制の充実

- 不登校やいじめ等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、県立学校および中学校区に配置しているスクールカウンセラーを活用した教育相談を行うとともに、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカー等からなる専門家チームの派遣や、社会福祉等の関係機関等と連携した支援を行うなど、教育相談体制の充実を図ります。
- 臨床心理相談専門員（臨床心理士）による、子どもや保護者を対象とした専門的教育相談の実施や、教職員を対象とした教育相談に係る指導・助言を行います。

④ 関係機関との連携

不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに加え、教育支援センター（適応指導教室）や、フリースクールなどNPO等との連携を図ります。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
小中学校における 1,000 人当たりの不登校児童生徒数	小学校 4.9 人 中学校 26.3 人 (平成 25 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
不登校に関わる教職員を対象とした校内研修を実施した学校の割合	—	

基本施策4 安全で安心な教育環境づくり

施策名

(5) 高校生の学びの継続（中途退学への対応）

めざす姿

子どもたちが、自分の興味・関心や適性に応じて選択した高等学校で、意欲をもって学習活動を行い、社会に参画する力を身につけています。

現状と課題

- ① 本県では、ほとんどの子どもたちが高等学校に進学している状況にあります。しかし、目的を持たずに高等学校へ進学した生徒の中には、学校生活や学業にうまく適応できずに中途退学に至る者がいます。
- ② 中学生が自分の興味・関心や適性に応じて主体的に学校を選択することができるよう、中学校からの進路指導や情報発信の取組をより一層充実する必要があります。
- ③ 中途退学者数は減少傾向にあるものの、学習の遅れが原因で中途退学する生徒がいることから、授業の改善や個々に応じた指導の充実を図る必要があります。
- ④ 社会の急激な変化や子どもたち・保護者からのニーズが多様化していることから、高校教育の一層の特色化・魅力化に取り組む必要があります。
- ⑤ 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った子どもたちに対しては、転入学や編入学制度の活用や関係機関と連携した適切な支援をしていく必要があります。

主な取組内容

- ① 中学生の主体的な学校選択を促す取組
 - 進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて、目的意識を持って進学できるよう、中学校における進路指導やキャリア教育の充実を図ります。
 - 高等学校での学習を十分に理解したうえで進学できるよう、体験入学や授業公開、ホームページによる情報発信等を一層進め、入学前後のイメージのギャップが原因となる中途退学を減少させます。
- ② 学習指導の充実と高等学校の一層の特色化・魅力化
 - 学習の遅れが原因となる中途退学を防止するため、義務教育段階の学習内容を含む基礎的・基本的な学力の定着・向上を図ります。
 - 子どもたちが、意欲を持って学習に取り組むことができるよう、多様なニーズに対応できる高等学校の特色化・魅力化を一層推進します。

③ 組織的な教育相談体制の充実

子どもたちが高等学校での学習に早期に適応し、充実した学校生活を送ることができるよう、ガイダンスやオリエンテーション、個別面談等において、教員やスクールカウンセラーによる教育相談体制の充実を図り、子どもたち一人一人が意欲を持って学習を継続できるよう支援します。

④ 多様な背景を抱える子どもたちへの支援

多様な家庭背景を持つ子どもたちが、安心して高等学校での学習を継続していただけるよう、組織的に取り組みます。また、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や外部関係機関とも連携し、積極的な支援に努めます。

⑤ 学びの継続と中途退学者への支援

- 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しの機会としての転入学・編入学制度を適切に活用した支援を行います。
- 地域若者サポートステーション等の関係機関との連携を図り、子どもたちの社会参加に向けた活動を支援します。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成31年度)
「学業不振」「学校生活・学業不適応」が理由となっている中途退学者の人数（全日制）	267人 (平成25年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成31年度)
キャリア教育の全体計画を策定している学校の割合	72.4% (平成25年度)	

基本施策4 安全で安心な教育環境づくり

施策名

(6) 学びのセーフティネットの構築

めざす姿

子どもの将来が、その生まれ育った家庭の経済的な環境等によって左右されることのないよう、必要な支援が行われることにより、子どもたちは意欲的に学んでいます。

現状と課題

- ① 家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。また、学力格差が原因となって、貧困の連鎖が生まれるなど悪循環が生じているとの指摘もあります。
- ② 子どもたちの不登校や問題行動等の背景の一因には、家庭的な要因が考えられるため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家が連携を図りながらチームとして支援を行っていくことが必要です。
- ③ 平成26年4月以降、世帯所得が一定額未満であるなどの要件を満たす世帯に就学支援金が支給されているため、要件に該当する世帯においては、高等学校の授業料の負担はありませんが、就学に必要な授業料以外の費用（実習材料費、学年会費、PTA費等）は、特に低所得世帯に負担となっています。
- ④ 各地域や学校においては、子どもたちの学びと育ちに関わるさまざまな活動が展開されていますが、放課後や土曜日、長期休業期間を活用し、学校・家庭・地域の連携の下で、子どもたちの教育環境の一層の充実を図る必要があります。
- ⑤ 家庭の経済的な環境等を背景として生じる、子どもたちの自尊感情、学習・進路選択に対する意欲の低下を防ぐ必要があります。
- ⑥ 里親委託中や児童養護施設入所中の児童など、社会的養護の下で生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、児童相談所など関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

主な取組内容

① 支援体制と相談機能の充実

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの効果的な活用を進めていくことにより、社会福祉等の関係機関等と連携した支援や、教育相談体制の充実を図ります。

② 就学にかかる経済的支援の推進

- 授業料以外の就学に必要な経費を軽減するため、国公立高等学校等の子ども

たちの保護者のうち、低所得世帯に属する者に対し、返還不要の高校生等奨学給付金を支給します。

- 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者を支援するため、三重県高等学校等修学奨学金を貸与します。

③ 学習支援の充実と進路保障

- 地域住民の知識や経験、技能などを活用した学習や体験活動等が充実するよう環境整備に取り組みます。また、子どもたちの学習環境がより一層充実するよう、補充学習や土曜日の授業の効果的な活用を推進します。
- ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）等の子どもへの学習を支援します。（健康福祉部）

④ 自尊感情、学習・進路選択に対する意欲の向上

中学校区において、学校・家庭・地域が教育的に不利な環境のもとにある子どもたちをとりまく課題について共有し、自尊感情や学習意欲の向上を図る活動に共に取り組みます。

⑤ 社会的養護が必要な子どもへの支援

教職員等に対し、里親委託児童や児童養護施設入所児童に対する理解促進や里親委託制度の周知を図るとともに、社会的養護が必要な子どもたちに対しては、関係機関との連携による必要な支援を行います。（健康福祉部、教育委員会）

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	91.1% (平成 25 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
家庭学習が困難な子どもたちに対して、学習機会の保障を図る取組を実施した市町等教育委員会の数	—	

基本施策5 信頼される学校づくり

施策名

(1) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進

めざす姿

教職員がたゆみない研さんによって指導力や人間性を磨き、子どもたちや保護者、地域からの期待に応じて、意欲的な指導を実践しています。また、教職員のコンプライアンス意識が向上し、県民からの教職員に対する信頼が高まっています。

現状と課題

- ① 多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応できるよう、教職員は専門性をより高めるとともに、教職生活全体を通じて学び続ける意欲や探究心を持ち続ける必要があります。
- ② 今後、多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれており、力量のある教職員の確保、知識等の継承、若手および中堅・中核教員の育成が必要になっています。その際、教職員が教職経験年数等に応じたライフステージごとに求められる力を明確にし、計画的に人材育成を進める必要があります。
- ③ 「学校で教職員は育つ」ことから、職場の中で互いに力を磨こうとする「育てる文化」を醸成することが求められています。
- ④ 子どもたちの学力向上に向けて、授業研究を中心とした校内研修の充実や活性化を図り、教職員一人一人の授業力を高め、授業改善につなげる必要があります。
- ⑤ 教職員が学校を離れて研修を受講することが難しくなっている一方で、関係機関等と連携・協働した取組が求められています。
- ⑥ 教職員には、優れた人権感覚と社会人としての良識に富み、子どもや保護者との間に深い信頼関係を築けることが求められています。
- ⑦ 教員採用において、学校現場の課題や取組の状況を理解するとともに、高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保する必要があります。そのため、県教育委員会と大学等教員養成機関との連携の強化が求められています。
- ⑧ あらゆる機会を通して服務規律の確保について周知徹底していますが、不祥事の根絶、服務規律確保の徹底には至っておらず、研修の実施など信頼される学校づくりに向けてさらなる取組が必要です。

主な取組内容

① ライフステージに応じた研修の充実

教職員がライフステージごとに求められる力を確実に身につけ、授業力等の高い専門性と豊かな人間性を備えるために、「若手教員の実践的指導力の向上に向

けた研修」、「中堅・中核教員の企画力・指導力の向上に向けた研修」「ベテラン教員の企画力・指導力の向上に向けた研修」、「管理職のマネジメント力向上に向けた研修」を実施します。

② 授業力の向上を重視した研修の充実

子どもたちに「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を創造できる教職員の授業力を向上し授業改善につなげるために、授業研究を中心とした研修を推進します。

③ OJTの活性化・校内研修体制の確立

教職員が職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」を醸成するために、校長のマネジメント力の向上を図るとともに、教職員の授業力の向上につながる授業研究の充実に向けた組織的な取組を推進します。さらに、指導教諭が自校を中心に公開授業や師範授業を行うなど、教職員の授業力の向上に向けた研修を実施します。また、学校の枠を越えて教職員同士がつながり、教育課題を解決する研修を支援します。

④ 学校の組織体制の確立

学校自らがより良い学校づくりを進めていくために、管理職をはじめとしたすべての教職員の学校マネジメント力の向上を図ります。また、主幹教諭⁴が教頭業務の一部分を担い、関係主任と連携して校長と教頭を補佐するなど、学校組織体制の確立に向けた取組を推進できるよう研修を実施するとともに、改善活動を先導する中核的な人材を育成します。

⑤ 新たな人事評価制度の導入

教職員に対して新たな人事評価制度を導入し、主体的な教育実践や自己啓発を促して能力・意欲の向上を図るとともに、組織の目標を共有し教職員の協力協働を促進するなど、組織力の向上を目指します。

⑥ 教職員の採用に向けた、教員養成機関との連携

教員採用選考試験において、優れた受験者を確保するため、教員養成系大学等にて学生対象の出前授業等や教員採用選考試験説明会を実施します。

⑦ 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の採用

「教員として求める人物像」にある情熱と使命感、課題解決能力、豊かな人間性を兼ね備えた人材を採用するため、毎年、教員採用選考試験の実施方法、応募要件等の点検・見直しを行い、改善に努めます。

⁴ 主幹教諭：授業を受け持ちつつ、教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して校長と教頭を補佐するため、公立小中学校および県立学校に配置される職。

⑧ コンプライアンス意識の確立

教職員一人一人が常に自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律し、教育に対する県民の信頼の確保に努めるよう、各種研修会等において綱紀粛正および服務規律の確保について周知徹底に努めます。教職員のコンプライアンス意識の向上を目指し、校内研修の実施など各学校での取組を促進します。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
研修内容が「受講者のニーズに沿い、実践に活かせるものとなっている」とする教職員の割合 (※ 1)	—	

※ 1 研修担当が主催・支援する研修についてのアンケート（「内容の理解度」「内容の満足度」「内容の活用度」「運営手法の満足度」の 4 項目）の平均値から算出した割合。

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
教職員一人あたりの研修への参加回数 (※ 2)	2.72 回 (平成 26 年度)	
採用選考試験受験者数	2,984 人 (平成 26 年度)	

※ 2 研修担当が主催・支援する研修への教職員一人あたりの年間参加回数。

基本施策5 信頼される学校づくり

施策名 (2) 教職員が働きやすい環境づくり

めざす姿

教職員の子どもたちと向き合える時間が確保されるとともに、教職員が協力し合い、教育活動に意欲的に取り組むことができます。

現状と課題

- ① より良い教育活動をしていくためには、教職員が元気で意欲を持って子どもたちに向き合うことが大切であることから、子育てや介護等の理解や支援を含めて教職員同士が互いを認め合い、様々なハラスメントがなく協力し合える組織風土づくりが必要です。
- ② 教職員満足度調査では、職務の「やりがい」は上位であるものの、「総勤務時間」、「休暇の取りやすさ」が下位にとどまっており、継続して総勤務時間の縮減をはじめとする取組を行うことが必要です。
- ③ 子どもたち、保護者および地域の価値観の多様化・複雑化、関係者からの意見・要望の増加に伴い、学校現場は対応に追われている状況です。
- ④ 「個性を伸ばす教育の充実」「家庭や地域と共に開かれた学校づくり」「安全で安心な教育環境づくり」など学校に求められる役割の多様化に伴い、仕事の進め方や業務の効率化が求められています。
- ⑤ 教職員が、職場の中で互いに力を磨こうとする「育てる文化」が薄れてきています。
- ⑥ 生徒指導上の課題はますます多様化、複雑化しており、スクールソーシャルワーカー等専門家チームの充実およびその派遣等の支援が引き続き必要です。
- ⑦ すべての市町で地域住民等の知識・技能を活用した学習支援をはじめとする学校支援活動を定着させる取組が必要です。
- ⑧ 教職員の業務の多忙化や困難化は、心身のストレスの増加をもたらし、特に心の健康を害する教職員が三重県において増加傾向にあることから、教職員のストレスへの対応力を高めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組を充実させていく必要があります。

主な取組内容

- ① 総勤務時間縮減に向けた取組
 - 各学校において、それぞれの実情に即して教職員の意識向上を図り総勤務時間縮減の取組が一層進められるよう、「総勤務時間の縮減に向けた学校におけ

る取組事例集」の効果的な活用などを促進します。

- 教職員の総勤務時間の縮減に向けて、時間外労働時間や休暇取得の状況を把握するとともに、教職員が休暇を取得しやすくするため、長期休業中に県教育委員会主催の会議や研修等を開催しない期間を設けます。
- 各学校で総勤務時間を縮減するために、校内での議論を通じて学校の方針を定め学校全体で取り組み、校長が率先して取組状況を把握するなどの取組を促進します。

② 業務の簡素化・効率化の取組

- 教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、学校事務負担軽減につながるための調査報告・会議等の実施方法を見直します。
- 業務の簡素化・効率化のため、ICTの活用促進、教材のデータベース化を推進します。県立学校においては、子どもたちの成績等に関する情報を一元管理する校務支援システムを構築します。

③ 学校の組織力の向上に向けた研修の実施

- 校長をはじめとしたすべての教職員が、学校マネジメントについて理解を深め、自らが対話と気づきによる継続的な改善活動を実践するために、学校マネジメントに係る研修を実施します。
- 教職員が職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」を醸成できるよう、校内研修の活性化に向けた取組を支援します。
- 日々の教育活動や学校運営の質的向上を図るために、管理職とともに改善活動を先導する中核的な人材を育成します。

④ 各種課題対応における専門家や外部人材の活用

- いじめや暴力行為等の問題行動の早期解決を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを強化するために、スクールカウンセラーの配置や、教員OBと警察OBからなる生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーを派遣します。
- 就職支援相談員などの専門的な知識や経験を有する外部人材を各学校の教育活動の目標に沿って積極的に活用します。
- 市町における、大学生や教員OB等地域住民の知識・技能を活用した学校支援活動による子どもの学力向上等を図る取組を補助し、地域住民等による学校を支援する体制づくりを促進します。

⑤ 教職員の満足度の向上に向けた取組

- 教職員の満足度状況を定期的に調査・分析し、取組を進めます。

- セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場づくりのため、それぞれの指針に沿った取組を進めます。
- 「子育てアクションプラン（平成27年3月策定）」に基づいて、次世代育成を支援する職場風土づくりを進めます。
- 障がい者の雇用について、障がいの程度に応じた業務の構築や就労者や職場をサポートする等の取組を進めます。

⑥ 教職員の健康管理対策

- 教職員が健康で働けるよう、安全衛生委員会や職場巡視、安全衛生研修を実施し、安全衛生管理体制の充実を図ります。また、健康診断及び事後指導等により疾病予防対策を進めます。
- 過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度の把握に努め、校長や産業医による面接を行います。

⑦ 教職員のメンタルヘルス対策

- 教職員への啓発や各種研修の充実を図るとともに、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを行い、教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 心身の不調が認められる教職員への相談を実施し、早期に対応することにより、病気の予防や早期回復を支援します。
- 精神神経系疾患により休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発予防のため、職場復帰訓練や臨床心理士によるリワーク支援を実施し、職場復帰支援を行います。
- 校長・教頭などへの研修や相談を実施し、管理職による教職員のメンタルヘルスカケアを支援します。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成31年度)
教職員の満足度	—	

活動指標	現状値	目標値 (平成31年度)
教職員の年次有給休暇取得日数	11.0日 (平成25年度)	
在職者に占める精神神経系疾患による休職者の割合	0.54% (平成25年度)	

基本施策5 信頼される学校づくり

施策名	(3) 学校の特色化・魅力化
------------	-----------------------

めざす姿

子どもたちが学校生活全体を通じ、自分の興味・関心や将来の目標に応じて、多様な選択肢の中で主体的に学ぶとともに、集団の中で切磋琢磨することで、豊かな人間性や学ぶ力を身につけています。

現状と課題

- ① 学校種ごとの「節目」の時期においては、生活環境や学習環境の著しい変化から、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」、高校1年生時の長期欠席生徒の増加等、子どもたちが学校に十分適応できない状況が生じやすい傾向があり、その解消のために、校種を越えた一貫した理念に基づくきめ細かな教育の推進が求められています。
- ② 国においては、学校教育法等が改正されて、小中一貫教育が制度化される見込みです。また、少子化に対応して、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月）」が出されました。市町がこれらの国の動きに適正に対応できるよう、情報提供をしていく必要があります。
- ③ グローバル化の進展など、社会の変化やニーズを踏まえるとともに、子どもたちによる主体的な進路選択が可能となるよう、学校の特色化・魅力化を進める必要があります。
- ④ 少子化や県外流出による人口の減少が課題となっている中で、学び場の視点から県内大学や企業等との連携を一層推進することにより、将来地域を創造していくことができる人材を育成する必要があります。
- ⑤ 少子化の急速な進行により、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じており、教育効果の面で課題が指摘されています。高等学校においては、学校の活力を維持するという観点や高等学校が地域に果たす役割などについても総合的に考えて適正規模・適正配置を進める必要があります。

主な取組内容

- ① **幼児期からの一貫した教育の推進**
 - 校種を越えた相互交流や引継ぎ方法の研究等に市町とも連携しながら取り組むことで、子どもたち一人一人の学習意欲の向上および能力の伸長に努めます。
 - 「小1プロブレム」の解消等、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園および保育所並びに認定こども園と小学校が連携した取組の充実

を図ります。

- 小中一貫教育は、「中1ギャップ」を緩和することや、小学校から中学校への接続を円滑にすることが期待できることから、取り組む市町等教育委員会に対して、情報提供を行い支援していきます。
- 中高一貫教育については、子どもたちの学びの選択肢の拡大につながることから、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等を踏まえ、設置について検討を進めます。
- 県内大学教員等による高校での出張授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習などの高大連携を支援するとともに、県内の高校と大学のネットワークの構築を目指します。
- 障がいのある子どもたちが、小学校や特別支援学校に就学後、学校生活を円滑に始められ、十分な教育や支援が受けられるよう、市町におけるパーソナルカルテ等の活用を支援します。

② 高等学校の特色化・魅力化

- 各学校において、教育課程の工夫・改善等に取り組み、学校の特色を生かして英語教育、理数教育、職業教育など選択幅の広い教育の推進や活力ある教育活動を展開します。
- 職業系専門学科の高校において、企業や地域産業、大学、専修・各種学校等と連携し、実務的な職業教育やインターンシップの拡大に取り組むとともに、商品開発等を通じて、子どもたちが社会に参画する意義を体感できる取組を推進します。
- ICTを活用した教育を推進するとともに、ICT機器を活用した教材の作成や指導方法の研究を進めます。
- 子どもたちの能動的な学びと探究的な活動の推進や、グローバル人材の育成を目的とした、普通科系専門学科の設置を検討します。
- 高度な知識・技術を身につけることができるよう、職業系専門学科における専攻科の設置や拡充を検討します。
- 地域や産業の発展に貢献できる人材育成を推進するため、地域に根ざしたより特色ある専門学科の設置や拡充を検討します。

③ 地域と連携した特色ある学校づくり

- 地域とともに生きる自立した社会人の育成を目指して、専門性を持つさまざまな分野の人材をキャリア教育等に活用することにより、地域の特色や資源を生かした学校づくりを進めます。

- 学校や地域の特色を生かし、体験活動を充実するとともに、道徳教育、環境教育、伝統や文化に関する教育などの促進を図り、家庭・地域と連携した特色ある学校づくりを進めます。

④ 学校の適正規模・適正配置の推進

- 子どもたちの学習環境の充実を図る観点から、小中学校の適正規模化を目指して新たな学校づくりに取り組む市町等教育委員会に対して、本県および他県における取組状況や廃校施設の有効活用などの情報提供を行います。
- 今後の中学校卒業生数の減少を踏まえ、地域の状況に配慮しながら、地域と連携した県立高等学校の活性化への取組を進めるとともに、県立高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、適正規模・適正配置に取り組みます。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
学校に満足している子どもたちの割合 (※1)	81.2% (平成 26 年度)	

※1 小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の子どもたちを対象とする「学校生活についてのアンケート（授業内容の理解、相談や質問ができる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の4項目）」の平均値から算出した、学校に満足している割合。

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
異校種（幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）間で、相互に連携を深めるため交流を実施している学校の割合	—	
地域と連携した活動を実施している学校の割合	—	

基本施策5 信頼される学校づくり

施策名	(4) 開かれた学校づくり
------------	---------------

めざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、保護者や地域住民の学校運営等への参画が進み、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行われています。

現状と課題

- ① 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が多様化・複雑化する中で、学校だけでなく、社会全体で子どもたちを育てることが求められています。
- ② 子どもたちの豊かな育ちを支えるため、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるコミュニティ・スクールなどの取組により、「地域とともにある学校」となることを目指す必要があります。
- ③ 地域の実情にあわせ、学校運営協議会制度や学校支援地域本部などを活用し、学校と地域が連携した取組が進められており、その取組を検証しつつ継続していく必要があります。
- ④ 地域の人材を活用した教育を進めるとともに、学校施設の開放など教育資源の地域開放や学校の情報発信を進める必要があります。

主な取組内容

- ① 「地域とともにある学校」づくりの推進
子どもたちを中心に据えた「地域とともにある学校づくり」を推進するため、コミュニティ・スクールを中心とする地域と一体となって子どもたちを育む仕組みの導入や学校支援地域本部の導入による大学生や教員OB等地域住民の知識・技能を活用した学校支援活動に取り組みます。また、地域や保護者等が当事者意識を高め、学校運営に積極的に参画を図るよう働きかけます。
- ② 学校マネジメントの質的向上
学校マネジメントを組織的に進め、教育活動その他の学校運営の質的向上を図ることで、すべての公立小中学校、県立学校において、子どもたちや保護者、地域から信頼され活力ある学校づくりを推進します。そのために、校長をはじめとしたすべての教職員が、(仮称)『三重県型「学校マネジメントシステム」』(以下、三重県型「学校マネジメントシステム」)について理解を深め、学校自らが対話と気づきによる継続的な改善活動を実践できるよう支援します。
- ③ 学校評価の充実
公立小中学校、県立学校が、三重県型「学校マネジメントシステム」の考え方

をもとにした学校自己評価を、学校関係者評価により客観性を持たせることで充実させ、継続的な改善活動につなげていきます。また、学校関係者評価が実効ある取組となり、保護者、地域住民による改善活動への協力が得られるよう、実践事例の普及に努めます。

④ 地域による学習支援の体制づくりの推進

地域住民の知識や経験、技能などを活用した学習や体験活動等が充実するよう環境整備に取り組みます。また、子どもたちの教育環境がより一層充実するよう、土曜日の授業の効果的な活用についての普及に努めます。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
地域の行事に参加している子どもの割合	小学生 73.2% 中学生 50.4% (平成 26 年度)	
家の人、授業参観や運動会などの学校の行事に来る子どもの割合	小学生 97.4% 中学生 78.8% (平成 26 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
地域の人材を外部講師として招聘した授業を行っている学校の割合	小学校 81.9% 中学校 61.7% (平成 26 年度)	
コミュニティ・スクール等に取り組んでいる学校の割合	小学校 42.3% 中学校 35.2% (平成 26 年度)	

基本施策5 信頼される学校づくり

施策名	(5) 学校施設の充実
------------	--------------------

めざす姿

耐震化やバリアフリー化が進んだ安全・快適な学校施設で、子どもたちが安心して学校生活を送っています。

現状と課題

- | |
|--|
| <p>① 学校施設は、地震、台風、豪雨等の災害発生時には、子どもたちの安全を確保する場所であるとともに、地域住民の避難場所となります。そのため、校舎の耐震化やつり天井などの非構造部材の耐震対策を早急に講じる必要があります。</p> <p>県立学校では、校舎の耐震化は完了していますが、屋内運動場の天井等の落下防止対策が必要な箇所は132箇所（平成26年10月点検結果）あります。</p> <p>小中学校の耐震化については、財政事情等により取組が遅れている市町があります。</p> <p>② 子どもたちの急増期に建築された学校施設の老朽化が進んでおり、安全面や機能面において改善を図ることが喫緊の課題です。</p> <p>③ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、学校施設のバリアフリー化を引き続き進めていく必要があります。</p> <p>④ 「みえ公共構築物等木材利用方針」に基づく県産木材等を利用した施設整備を行うなど、引き続き子どもたちにとって快適な学習環境となる学校整備を推進する必要があります。</p> <p>⑤ 太陽光発電設備の整備やLED照明への更新などを推進し、引き続き環境に配慮した学校整備を推進する必要があります。</p> <p>⑥ 学校における学習環境の整備および健康管理のため、エアコンの整備が求められています。</p> |
|--|

主な取組内容

- | |
|--|
| <p>① 非構造部材の耐震対策など防災機能の強化</p> <p>県立学校の屋内運動場等天井等落下防止対策については、本ビジョンの計画期間中に完了するよう整備を進めます。また、市町においても早期に完了するよう支援します。</p> <p>② 学校施設の安全対策および長寿命化改修を取り入れた老朽化対策工事の実施</p> <p>県立学校において、構造躯体の経年劣化の回復や水道・電気・ガス管等ライフラインの更新などに併せて、建物の機能や性能を向上させる工事を行います。ま</p> |
|--|

た、市町においても、老朽化対策が推進されるよう支援します。

③ 学校施設のバリアフリー化の推進

県立学校では、洋式トイレ、多機能トイレ、スロープ、エレベーターなどの設置を計画的に実施します。また、市町においてもバリアフリー化が推進されるよう支援します。

④ 子どもたちにとって快適な学習環境づくりの推進

子どもたちにとって快適な学習環境づくりを行うため、県産木材等の利用などの施設整備を行います。

⑤ 環境負荷の低減などを考慮した施設整備の推進

環境負荷の低減や環境教育としての教材活用となるように、県立学校への太陽光発電設備の整備やLED照明への更新などを順次行います。

⑥ 快適な学習環境の整備

県立高等学校へのエアコン整備にかかる整備計画の策定と整備に向けた調整を行います。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成31年度)
県立学校の屋内運動場等天井等落下防止対策 済率(※1)	1% (平成26年度)	

※1 平成26年度に実施した点検において天井等落下防止対策を必要とする指摘のあった132棟に対する対策済棟数の割合。

活動指標	現状値	目標値 (平成31年度)
県立学校の身体障がい者等対応エレベーター 設置率(※2)	56.8% (平成26年度)	

※2 身体障がい者等対応エレベーターを設置している県立学校の割合。

基本施策6 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

施策名 (1) 家庭の教育力の向上

めざす姿

家庭において、子どもたちに豊かな情操や基本的な生活習慣、学習習慣、人を思いやる心、自立心等が育まれています。また、社会全体で家庭での教育を支える気運が醸成され、仕組みづくりが進められています。

現状と課題

- ① 少子化の進行や地域の人間関係の希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、家庭の教育力の低下が懸念されています。また、子育て中の保護者が育児について、相談する相手や機会が少ないことから、保護者の孤立感や不安感が増大する傾向があります。
- ② 「全国学力・学習状況調査」の結果によれば、本県の子どもたちが家庭において、計画を立てて学習したり、授業の復習に取り組んだりする割合や、読書時間は全国平均よりも低く、家庭における学習習慣に課題がみられます。
- ③ 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するとともに、家庭において男性と女性が協力して子育てができるよう、男性の子育てや家庭教育への参画について、社会全体としての意識を高めていく必要があります。

主な取組内容

- ① **学校・家庭・地域等と連携した子育て支援の推進**
企業やNPO、市町など地域社会のさまざまな主体が連携して、子どもの育ちや子育て家庭を支援するための講演会やイベント、研修会等を実施します。また、子どもが社会を生き抜く力を育てるため、野外保育やキャンプ等の自然体験を通じた子育て環境づくり等を進めます。（健康福祉部）
- ② **家庭での生活習慣や学習習慣の確立に向けた支援**
基本的な生活習慣や学習習慣が身につくよう、家庭における生活習慣チェックシートの活用を促進するとともに、ファミリー読書運動を推進します。
- ③ **保護者の相談機能の充実**
 - 幼稚園、保育所における教育・子育て相談機能の充実や保護者同士の交流の機会創出を市町と連携して推進します。
 - 支援が必要な家庭に対して、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、社会福祉の関係機関等と連携した支援を行います。

④ 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進および男性の育児参加の推進

仕事と家庭の調和を図る職場の風土づくりを進めるとともに、男性の育児参画を促進するため、「みえの育児男子プロジェクト」を推進します。（雇用経済部、健康福祉部）

⑤ ライフプラン教育の充実

小・中・高等学校の子どもたちが、幼稚園や保育所等の乳幼児とふれあう活動や家庭科等の授業を通じて、家庭や家族の役割についての理解を深め、将来、親になったときの心構えを持てるよう、取組を推進します。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
家庭でコミュニケーションをしている子どもたちの割合（※1）	小学生 78.9% 中学生 72.5% (平成 26 年度)	

※1 「全国学力・学習状況調査」において、「家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話をしている」「どちらかといえば、している」と回答した子どもたちの割合。

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
家庭における読書習慣・生活習慣の確立に向けたチェックシートを活用している小中学校の割合	小学校 78.6% 中学校 85.5% (平成 26 年度)	

基本施策6 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

施策名 (2) 社会教育の推進と地域の教育力の向上

めざす姿

社会教育関係団体やボランティア団体等の市民団体や地域住民など多様な主体が連携することにより、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されています。また、各地域で住民のニーズに応じた多様な学習機会が提供されています。

現状と課題

- ① 地域社会では、子どもたちの健やかな成長に資するため、さまざまな体験活動や学習活動が提供されています。さらに地域の教育力を子どもたちの成長に生かしていくためには、社会教育関係団体やボランティア団体などの市民団体や地域住民など多様な主体との連携・協働を進めていく必要があります。
- ② 急速な社会構造の変化に伴う価値観や行動様式の多様化により、住民の学習ニーズも多様化していることから、社会教育の推進にあたっては、こうした学習ニーズに的確に対応していく必要があります。
- ③ 社会教育主事等の社会教育の専門職員の減少に対応するため、人材育成を図る必要があります。
- ④ 大学等の高等教育機関において、公開講座の開設や学生等による社会奉仕、体験活動などが推進されています。今後、高等教育機関の持つ専門的知識や技能を県内全域の社会教育や学校教育で生かすための仕組みづくりを行い、活動の拡大を図る必要があります。
- ⑤ 社会教育による学習成果が個人の知識や技能等にとどまることなく地域社会の課題解決に活用されるよう、学習の成果を生かす機会を充実させることが求められています。
- ⑥ 共働き家庭等においては、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になる「小1の壁」が課題となっていることから、放課後児童クラブ等の設置を進めるなど、子育てしやすい環境づくりが求められています。

主な取組内容

- ① 多様な主体との連携・協働による体験活動や学習活動の推進
 - 子どもたちの体験活動や学習活動を推進するため、情報提供を行うとともに、県内で活動する多様な主体に情報交換の場を提供するなどの支援を行います。
 - 子どもたちが、農山漁村地域で農作業や自然体験活動をしたり、農山漁村体験民宿等に宿泊し生活体験をしたりすることにより、自立する力と共に生きる

力を育むことができるよう、地域と連携して体験指導者の育成や受入体制の整備を図ります。(地域連携部)

② 多様な学習ニーズへの対応

- 社会教育担当者が住民のニーズに対応する講座を開催できるようにするため、研修を実施します。
- 鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家の利用者が興味関心をもって自然体験や集団宿泊体験ができるよう、研修プログラムの一層の充実を図ります。
- 地域での社会教育を促進するため、市町の公民館や図書館等に対し、情報提供や情報交換の場の提供などの支援を行うとともに連携を図ります。

③ 社会教育関係者の資質の向上

- 地域や行政などで社会教育を推進している社会教育関係者の資質の向上を図るため、個別の課題に対応した研修を実施します。
- 県や市町の社会教育委員会を中心に、社会教育関係者への情報提供や意見交換のため、全県及びブロック別の会議を実施します。

④ 高等教育機関の専門的知識等の活用

高等教育機関の持つ専門的知識や技能を県内全域の学校や社会教育の場で生かすため、学校や公民館等における高等教育機関の教育プログラムを活用した学習や活動の支援を行います。

⑤ 住民等の学習成果を生かす機会の充実

社会教育等による学習成果を、公民館などの社会教育施設や学校等で生かす機会づくりを促進します。

⑥ 放課後等における子どもたちの活動の場づくりの推進

地域において、子どもたちが安全・安心に放課後を過ごせる居場所を確保し、地域住民の参画を得て、学ぶ機会や多様な体験・活動ができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置・運営について支援します。(健康福祉部、教育委員会)

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
体験活動や学習活動等を提供する場への子ども参加者数 (のべ人数)	88,500 人 (平成 25 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
地域の教育力を生かし、放課後等における、子どもたちの体験活動や学習活動等の学力の素地づくりを提供する場の箇所数	74 箇所 (平成 25 年度)	

基本施策6 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

施策名

(3) 文化財の保存・継承・活用

めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの県民が文化財について学習し、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝とも言える文化財が保存・継承・活用されています。

現状と課題

- ① 古来より東西文化の結節点、交通の要衝として枢要を占めてきた三重県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」等、特色ある歴史的風土に育まれた多くの歴史的・文化的資産等（文化財）が残されています。
- ② 少子化・高齢化、過疎化等による後継者の不足等により、文化財の保存・継承が難しくなりつつあります。また、開発などによって自然環境が大きく変化してきており、衰退する天然記念物が多く見られます。
- ③ 文化財保護を進めるためには多くの県民が文化財について学び、親しみ、その価値を理解することが大切であり、地域を中心とした多様な主体の参画によって文化財を守り、活かしていく取組が求められています。
- ④ 文化財を保存・継承するだけにとどまらず、魅力ある地域づくりに向けて、文化財を活用していく必要があります。
- ⑤ 学校教育において文化財を活用した教育を進めることで、子どもたちの文化財に対する認識を高めるとともに、郷土への愛着を醸成することが必要です。

主な取組内容

① 文化財の保存・継承

文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要なものについては、指定等を行います。また、指定等文化財等の現状を把握するため、必要な巡視・調査を行い、所有者等が行う修復等を支援します。

② 文化財の活用

県民の文化財に対する理解を深め、多様な担い手が参画して文化財を守っていかうとする気運を醸成するため、文化財の修復にあわせて行う、文化財の公開や活用イベント、所有者と子供たちによる文化財体験イベントなどの、地域活性化や世代間交流等の取組を支援します。

③ 文化財に関する情報発信

多くの県民が文化財についての理解を深めたり、学校での活用を図ることができるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」(熊野古道)、海女漁技術など魅力ある文化財についてホームページ等の活用により情報発信します。

④ 学校教育や社会教育における連携

多くの県民が文化財についての理解を深めることができるよう、学校や三重県総合博物館 (MieMu)、斎宮歴史博物館等の関係機関との連携を強めます。

数値目標

成果指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
三重県が管理運営する、文化財に関するホームページへの月平均アクセス数	16,889 件/月 (平成 25 年度)	

活動指標	現状値	目標値 (平成 31 年度)
三重県内の国・県指定等文化財数	1,036 件 (平成 25 年度)	